

「優先度」「避難支援等実施者」「地域連携」に関する取組事例と留意点 ～第3回ノウハウ共有ミーティングの議論を踏まえ～

令和3年11月11日

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

「優先度」「避難支援等実施者」「地域連携」に関する取組事例と留意点 目次

○ 本資料の位置づけ		P. 3
○ 取組を進めるための留意点（ノウハウ共有ミーティングにおける意見）		P. 4
（１）優先度		P. 4
（２）避難支援等実施者		P. 6
（３）地域連携		P. 8
○ 取組事例		P. 10
（１）優先度	取組事例① 茨城県常総市	P. 11
	② 長野県長野市	P. 47
（２）避難支援等実施者	取組事例① 愛知県犬山市	P. 74
	② 熊本県益城町	P. 82
（３）地域連携	取組事例① 茨城県つくばみらい市	P. 90
	② 広島県広島市	P. 102
（参考資料）地区防災計画との連携		P. 113

本資料の位置づけ

○ 令和3年9月9日（木）に開催した個別避難計画モデル事業のノウハウ共有ミーティング（第3回）において、個別避難計画作成の重要な取組の項目であり、モデル団体から課題として多く挙げられた「優先度」、「避難支援等実施者」、「地域連携」について、自治体の取組事例の紹介や意見交換を行いました。

※ノウハウ共有ミーティングには、個別避難計画作成モデル事業実施団体・応募団体（参加希望自治体）、個別避難計画作成モデル事業アドバイザーリーボード委員、関係省庁、内閣府（防災担当）が参加

○ モデル団体の取組事例や課題を踏まえて行った議論から、これら3点の取組について、個別避難計画を作成するためには必須であり、様々なポイントが見えてきました。

○ このため、参考となる取組事例や、モデル団体等及びアドバイザーリーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめました。

○ 個別避難計画に取り組む市町村、その取組を支援する都道府県、関係団体において、御活用ください。

※令和3年8月23日（月）に開催した個別避難計画モデル事業のノウハウ共有ミーティング（第2回）については、参考となる取組事例や、モデル団体等及びアドバイザーリーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめ、ポータルサイトに掲載しています。

・「庁内・庁外との連携」と「福祉避難所」に関する取組事例と留意点（令和3年9月9日）
https://y-hinan.jp/pdf/meeting/nouhau_no03/document_1.pdf

(1)「優先度」に関する取組を進めるための留意点①

(ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザリーボード委員やモデル団体等の意見)

- 市町村の限られた体制の中で、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるためには、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成することが必要不可欠です。
- 内閣府では、個別避難計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことを依頼している。自治体においてこのような数値目標があることは、推進力になる。

留意点1 早期の作成完了のための手段

- 個別避難計画は徐々に作成するもの。但し、一番危ないところ、優先度の高い方は、市町村の支援も得て関係者が一体となって早期に作成することが重要。
- 優先順位の決め方に時間をかけて止まっている市町村もあるが、ハザードの厳しい場所に住む避難行動要支援者については、個別避難計画を作成していくしかない。
- 優先度の判断は、できるだけ早期に個別避難計画を作成するための手段である。

留意点2 弾力的な運用、時間をかけない方法

- 優先度の判断基準や仕組みの運用に当たっては、迅速に作成を進めるため、弾力的に運用することも有効。
- 障害の等級など、形式的な基準や要件等に基づき優先度を判断することは、避難行動要支援者ごとに状況は様々であることから、一定の限界があることを理解した上で運用することが必要であり、戸別訪問等で補完することもある。
- 普段からその避難行動要支援者をよく知っている方や地域で判断できる場合には、優先度の基準づくりや優先度の判断に力や時間をかけない方法で、優先度を判断することは有効。

(1)「優先度」に関する取組を進めるための留意点②

(ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザーボード委員やモデル団体等の意見)

留意点3 連携の強化

- 優先度の判断についても、庁内の関係部署や庁外の関係者（福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織、防災士等）との間で相談をしながら連携を強めて行うことが重要。

留意点4 数値目標

- 優先度が高いと市町村が判断する避難行動要支援者の個別避難計画をどの程度の年数で作成するか、毎年どの程度の数の地区で取り組むか、このような数値目標があることはかなりの推進力になる。

(2)「避難支援等実施者」に関する取組を進めるための留意点① (ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザリーボード委員やモデル団体等の意見)

- 避難支援等実施者を確保するためには、地域の全体で高齢者の避難の実効性を高めるための気運を高め、関係者との関係づくりを行った上で、役割を決めて、可能な限り負担を分散して小さくし、負担感の軽減を図り、継続できる体制を作ることが必要です。

留意点1 一人一人の意識、コミュニティの意識の定着

- 誰が誰を助けるかのマッチングについては、
 - ・ 一人一人が災害を我がことの問題と思うこと
 - ・ 将来的には自分の問題になるという意識を持つこと
 - ・ コミュニティの皆の力で地域の命を守る意識を持つこと
- を定着させることが本質的には重要。

留意点2 関係づくりと負担軽減への配慮

(参考)

地域で気運を高める取組の事例

アドバイザリーボードの片田委員から参考とできる事例として松江市法吉地区の取組を紹介をいただいた。

- ・ 災害時に一人で避難することに少し不安がある方は「お願い会員」として手を挙げていただく。
- ・ 「お願い会員」を支援できる方に「任せて会員」※として手を挙げていただく。
- ・ 地域に「お願い会員」と「任せて会員」がこのくらいいるということが伝わり、地域全体で助け合う機運が高まった。

※「任せて会員」は、義務や責任を負うものではなく、対応が可能な状況にある場合においては支援を実施する。

- 関係者と関係づくりを行い、相手方の事情を理解した上で、相手方の状況にも配慮しつつ、役割を決めることが必要。
- 特定の個人に負担が集中することを防ぐと共に、地域で連携して避難支援ができる体制構築を目指すことも有効。
- 避難行動要支援者に対する避難支援は、避難誘導など移動の支援のほか、避難の判断への支援、避難情報の入手の支援など多様である。避難支援等の内容を正しく伝えることは、自分にもできることがある・過度な負担にはならないことの理解につながり、支援者の確保にもつながる。

(2)「避難支援等実施者」に関する取組を進めるための留意点② (ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザーボード委員やモデル団体等の意見)

留意点3 組織や団体単位で依頼

- 個人を特定した場合、災害時に不在となることや、組織内で担当者の交代により円滑に引継がれないことも想定されるため、個人を特定せず、避難支援等実施者を自主防災組織等の組織や団体に依頼することもある。
- 避難行動要支援者と、普段付き合いがない団体等においては、本当に支援できるか、実効性の確保が課題だろう。

留意点4 福祉専門職等の関与

- 避難行動要支援者のことを良く知っているケアマネジャーや相談支援専門員が、避難行動要支援者と避難支援者等実施者がマッチングにも関わることは、避難行動要支援者の信頼を得られやすく、また、避難支援に当たって必要な情報を伝えられ、支援者の確保につながることが期待される。
- 福祉専門職は必ずしも避難支援候補者に通じていないため、自主防災組織、町内会、自治会等とつなぐインクルージョンマネージャーを置くことにより、効果的な取組が可能となる。

留意点5 普及啓発・人材育成

- まちづくり協議会やNPO等との連携、チラシの配布など、地域で様々な方法により、担い手の掘り起こしをするアプローチは重要。
- 担い手を発掘するだけでなく、その人達に障害をお持ちの方と接する人材育成の場を作ること、いざというときは専門家に相談できる仕組みを作ることも大事。

(3)「地域連携」に関する取組を進めるための留意点① (ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザーボード委員やモデル団体等の意見)

- 個別避難計画の作成には地域の関係者と連携することが重要であるため、情報の共有、災害の切迫性や取組の必要性の理解、合意形成などに丁寧に取り組み、地域のそれぞれの関係者が担う役割を明確に伝える
- 地区防災計画作成にも同時並行で取組み、地域全体として災害への対応力の底上げを図ることが重要です。

留意点 1 関係者の相互理解、連携の強化

- 地域連携の進め方も、結局、役所の中でしっかり連携を取ることが大事。民生委員はどれくらいの仕事を持っていて、どこまで協力できそうか。社会福祉協議会やケアマネジャーはどうなのか。一方で、自主防災組織、地域、消防団はどうなのか。相互理解をした上で「私達の地域では、このやり方がうまくいくのではないか」という話し合いを、その関係者の方々も参加してもらって行い、一致団結して取り組むことが重要。
- 手引きやリーフレットなどを作成し、地域のそれぞれの関係者が担う役割について、市町村の考えをしっかりと伝えることは、自主防災組織、自治会、地区社会福祉協議会などの協力を得て、効率的に個別避難計画の作成を進める事例もある。

(3)「地域連携」に関する取組を進めるための留意点② (ノウハウ共有ミーティングにおけるアドバイザーリーボード委員やモデル団体等の意見)

留意点2 地域との関係づくり

○ 重篤な方など個別避難計画を作成する優先度が高いと市町村が判断する方々については行政がしっかり責任を持って個別避難計画の作成を支援する。一方で、地域に多くおられるような健康加齢者の方々には、地域全体で、助け合える関係づくりを進めていく。住民自身が自覚をして、この問題に皆が関わりを持つようにし、コミュニティの力で守るという機運を、社会を作り上げることを目指すことが重要。

○ 地域に連携を呼びかけるステップ【Step5】は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を具体的に作成する段階で重要な点であり、「気付いたら、支えてくれる人がいなかった」とならないよう、進めていく中で課題に対して丁寧に取り組むことが必要。

○ 個別避難計画と地区防災計画に同時並行で取り組むことにより相乗効果が期待される。

○ 個別避難計画で良いものを作ることが最終目標ではなく、最終目標は地域共生社会であり、グッドコミュニティ、住んでいて良かったといえる地域、生きがいのある地域づくりを目指すことが重要。

個別避難計画作成のより詳しい段取りイメージ(例)

(・作成の優先度が高いと判断⇒「市町村が支援し個別避難計画を作成」する場合
・避難行動要支援者名簿の外部提供に同意している又は条例に特別の定めがある場合)

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

推進体制については、以下のような者の参加が考えられる
(庁内:防災・消防等、福祉・保健・医療等 庁外:社協、福祉事業者、医療関係者等)

【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

・計画作成の優先度を検討する

① 地域におけるハザードの状況(洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定)

・河川:浸水想定区域など(「浸水深が〇m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に準じ設定)
・海岸・河川:津波災害特別警戒区域など
・傾斜地:土砂災害特別警戒区域など 等

② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

・重度の要介護や障がいのある者等、人工呼吸器使用者、自力での判断や避難が困難な者

③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義(目的、制度概要、作成の必要性等)や事例を説明

【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

・関係者への説明が望ましい、また、研修を実施することも考えられる

・個別避難計画は「避難支援等関係者に平時から/災害時にも提供できる」ことを説明する

【Step5】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

・避難行動要支援者名簿等に基づき必要な基礎情報を確認する

・避難支援等実施者の候補者に協力を打診する

・避難先候補施設の管理者等に避難の受入れが可能かどうかを確認する

【Step6】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

・市町村や都道府県等が保有する情報を基に、個別避難計画に必要な情報を記入する

・避難行動要支援者に制度の概要や記載事項等を説明し、計画作成に同意を確認する

・避難行動要支援者本人の意向を確認する:「避難先」や「避難支援等実施者」等について

・避難行動要支援者に個別避難計画情報の平常時の外部提供について同意を確認する※1

・避難行動要支援者に個別避難計画(素案)の訂正、追記等を依頼する(※1 条例に特別の定めがない場合)

・福祉や医療関係者等※2が当事者と避難についての対話、意見交換する(※2 自主防災組織や福祉専門職など関係者の参画が望ましい)

・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい

・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる

・本人の意向を踏まえ、地域の関係者や施設管理者等と調整や検討を行う

・必要事項を記入した個別避難計画を本人に確認してもらう

・個別避難計画の作成完了

【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

・避難支援等関係者に個別避難計画情報(避難支援等実施者・避難先等)を提供する

・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施

・自主防災組織や福祉専門職など関係者と連携した取組が期待される

上記のステップは先行自治体を参考に作成。今後のモデル事業を基に改訂の可能性あり

「優先度」「避難支援等実施者」「地域連携」 に関する取組事例

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| (1) 優先度 | ① 茨城県 常総市 | ② 長野県 長野市 |
| (2) 避難支援等実施者 | ① 愛知県 犬山市 | ② 熊本県 益城町 |
| (3) 地域連携 | ① 茨城県 つくばみらい市 | ② 広島県 広島市 |

＜資料の構成について＞

○ 冒頭で第3回ノウハウ共有ミーティングの資料を御紹介しています。

○ 「■■市の「▲▲」の取組（まとめ）」は、

- ・ 資料記載事項以外の主な説明内容
- ・ アドバイザリーボード委員のコメント
- ・ Q & A（チャット等）

について、モデル団体等及びアドバイザリーボード委員の御意見を、内閣府において取りまとめたものです。

○ それ以外、「(参考資料)」は、第3回ノウハウ共有ミーティング当日配布されたもの、開催後共有されたものです。

(1)「優先度」に関する取組事例①

茨城県常総市

個別避難計画作成に関する優先度付けの取組

令和３年９月９日

茨城県常総市防災危機課

優先度付けにあたっての基本的な考え方 1

避難行動要支援者は多い



福祉専門職が対応



地域社会が対応



避難支援を行える人は少ない

適切なリソース配分と
支援できる人の育成が必要

5か年ですべての要支援者の
個別避難計画の策定を目標

地区ごとにワークショップを
開催して個別避難計画を策定



市と大学で
リーダー育成研修会を開催



研修を受けたリーダーが
ワークショップを開催
個別避難計画策定を進める

優先度付けと策定後の評価

2

2. 地区の優先度

1. 個人の優先度

居住地の想定浸水深



身体的な避難困難度



地域組織化の程度

実効性のある
個別避難計画の策定へ近づける

策定後の避難訓練



個別避難計画策定者の
参加率・避難のしやすさを調査

常総市での優先度付け

3

居住地の
想定浸水深

居住地の住所と
ハザードマップの浸水深
を照らし合わせて算出

- 5m～10m
 - 3m～5m
 - 0.5m～3m
 - 0.0m～0.5m *
 - 浸水想定なし *
- 浸水想定が0.5m以下（*印）は水害危険性が低いと判断 → いったん除外

身体的な
避難困難度

介護保険制度の認定調査票、身障者手帳等から

- 情報取得の能力
 - 避難の判断能力
 - 移動の能力
- 等について調査、
本人の避難困難度を算出
- 福祉専門職のみが対応できる要支援者はワークショップでなく個別対応

地域組織化の程度

- 各区域の防災士数
 - 各区域の防災士連携協議会会員数
- 地域の支援能力を算出
- 計画作成支援能力高
→ ワークショップの開催優先度が高い
- 計画作成支援能力低
→ まずは支援能力の向上から

常総市担当者の資料記載以外の主な説明内容

（5か年計画）

- 個別避難計画の作成は「5か年計画」で進める。地区防災計画の作成も同時並行で進め、この「5か年計画」に位置付けることとしている。

（自主防災組織の結成促進）

- 優先度の高い避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、福祉専門職に作っていただくものもあるが、同時並行で5年で作成するためには、地域の防災活動の中心である自主防災組織の結成促進が欠かせない（※自主防災組織の結成率約60%）。避難支援等が確実に実施されるためにも必要。

自主防災組織は14の小学校区単位で結成方針。結成できている地区は、優先的に個別避難計画の作成が進むように取り組むこととしている。

自主防災組織未結成の地区は、地区防災計画の作成と併せて一緒に説明等を行い、結成に向けて住民の理解を図る。

（地区防災計画）

- 地区防災計画の作成には自主防災組織が大きな役割を果たすことから、自主防災組織の結成促進と地区防災計画の作成促進は同時並行で進めることとしている。合わせて、地区防災計画に、避難行動要支援者の安否確認についての記載を促している。
- 地区防災計画の作成に、昨年度1地区で実証的に取り組んだ。完成までに勉強会を5回開催した。これまでに市内の各地区に地区防災計画作成の進め方を説明してきた。新型コロナウイルス感染症の現下の状況では、対面の機会が限られるが、1年あたり3地区のペースで進め、5年で完了させる予定。

（避難訓練）

- 作成した個別避難計画の実効性の確保として、毎年、市の一斉防災訓練を行い、避難の参加率や実効性の検証を行い、計画の改善を支援する仕組みを作ることとしている。

常総市の「優先度」の取組（まとめ）②

有識者のコメント

○ 私達がほぼ理想としているパターンではないか。地区防災計画を小学校区単位で作る、しかも、それを5年間で作る。こうした目標を最初に明示し、地区防災計画の中に避難行動要支援者の安否確認などの避難支援等を組み込んでいく。それを作れる人として、自主防災組織の拡充と防災士の活用。さらには本人の避難困難度を踏まえ、厳しい人は福祉専門職に願います。

これは本当に、トータル的に、本当に素晴らしい。また、その後の毎年の訓練で検証するところも素晴らしい。

○ 優先度について、大学と連携し、介護保険制度を活用して優先度を区分ができないか検討。普段から要支援者の、支援の必要性十分に把握できていない自治体においては、こうした方法である程度ふるいにかけることも参考になる。

Q & A (チャット等)

Q. 優先度の判断の手順や手続きについて、具体的に教えてください。

A. 介護保険サービスを利用している方については、介護認定を決めるときの認定調査票の中にある自立度と認知度を踏まえて優先度を判断する。また、障害福祉サービスを利用している方については、障害者手帳の等級を踏まえて判断する。

避難行動要支援者名簿は、デジタル化されており、要件を設定することにより、絞り込みを行うことも可能。

一方、介護保険サービスや障害福祉サービスの情報は、福祉担当の部署にあり、優先度の判断などの個別避難計画の実務を担うのも福祉担当の職員や福祉専門職などになることから、これらの関係者の意見を聞きつつ、具体的な手順や手続きをモデル事業の中で固めていきたい。

リーダー育成研修会

○研修目標

- ・参加者が自分の地域に帰り、個別避難計画作成のためのワークショップを開催できるようになることが目標。

○参加者の募集

- ・公募ではなく、「一緒にやってください」とお声かけしている。各分野、地域ですでに動いている方々。
- ・個別避難計画の作成や実施には、多様な主体の連携が必要であり、常総市が地域で開催することとしている個別避難計画作成のためのワークショップのリーダーは特定の分野の人材に限定されるものではないため、リーダー研修会には多様な関係者の参加が得られるよう声かけに努めている。

○開催

- ・避難困難度が高い避難行動要支援者が住む、ハザードが厳しい地区から順次リーダー研修会を実施。その際、自主防災組織、防災士、障害者支援団体、NPO団体などがある地区では、先行的に実施。

○参加者の年齢層

- ・年齢層は、全体として高め。福祉専門職などは相対的に年齢層が低い。民生委員、自治会、自主防災組織など、このような方々は、相対的に年齢層が高い。
- ・今後、常総市の防災士の連絡協議会も巻き込むことを予定している。防災士には、女性や相対的に年齢層が低い方もいる。

○研修内容（※現時点での想定）

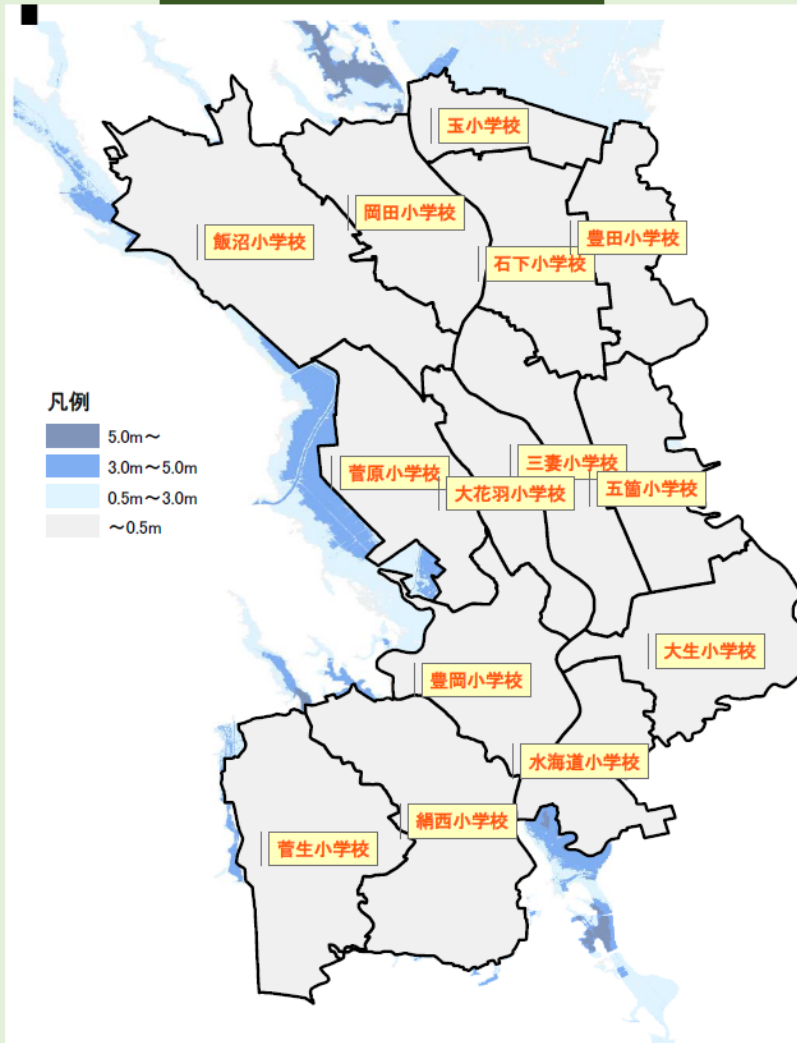
- ・キックオフフォーラムに参加いただいた関係者お集まりいただき、実際に手を動かしタイムラインの作成を体験していただく予定。（ステップ1からステップ3まで全てについて）

<マイタイムライン作成のステップ>

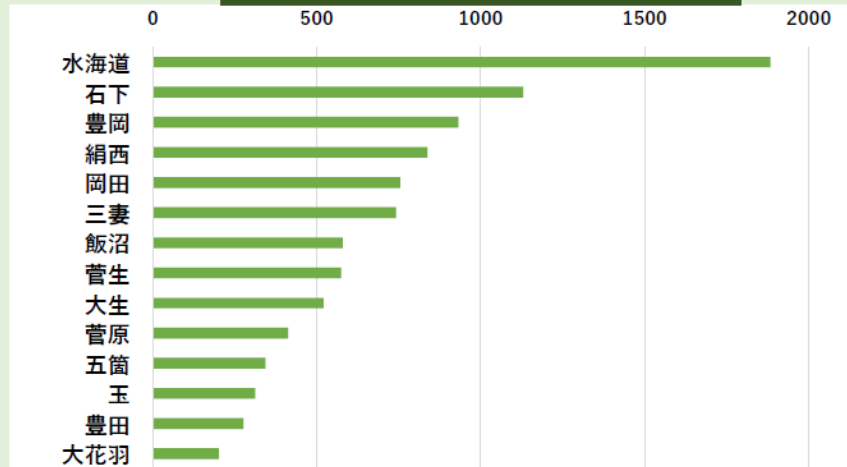
STEP 1：地域のリスクを知る ⇒ STEP 2：どのような行動が考えられるか ⇒ STEP 3：自分で実際に行動を考える

- ・避難行動要支援者のタイムライン支援する方々の動きも入れる。先進的な事例等を参考にして取り組む予定。ケーススタディでいくつか作ってみて、それに対して研修参加者に考えていただくというやり方を予定。
- ・ステップ3で、支援者の部分も併せて考えてみましょうというのが、今回の取組です。

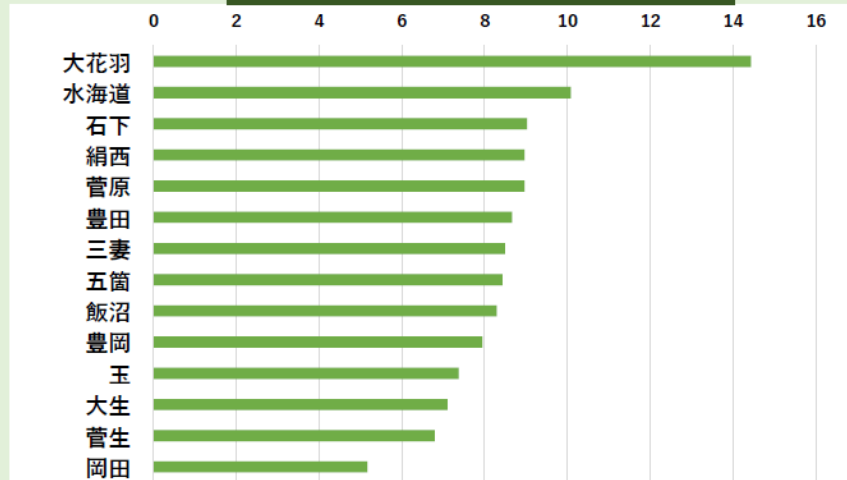
小学校区別：鬼怒川浸水深の分布



小学校区別：避難行動要支援者数（人）



小学校区別：個別避難計画作成率（％）



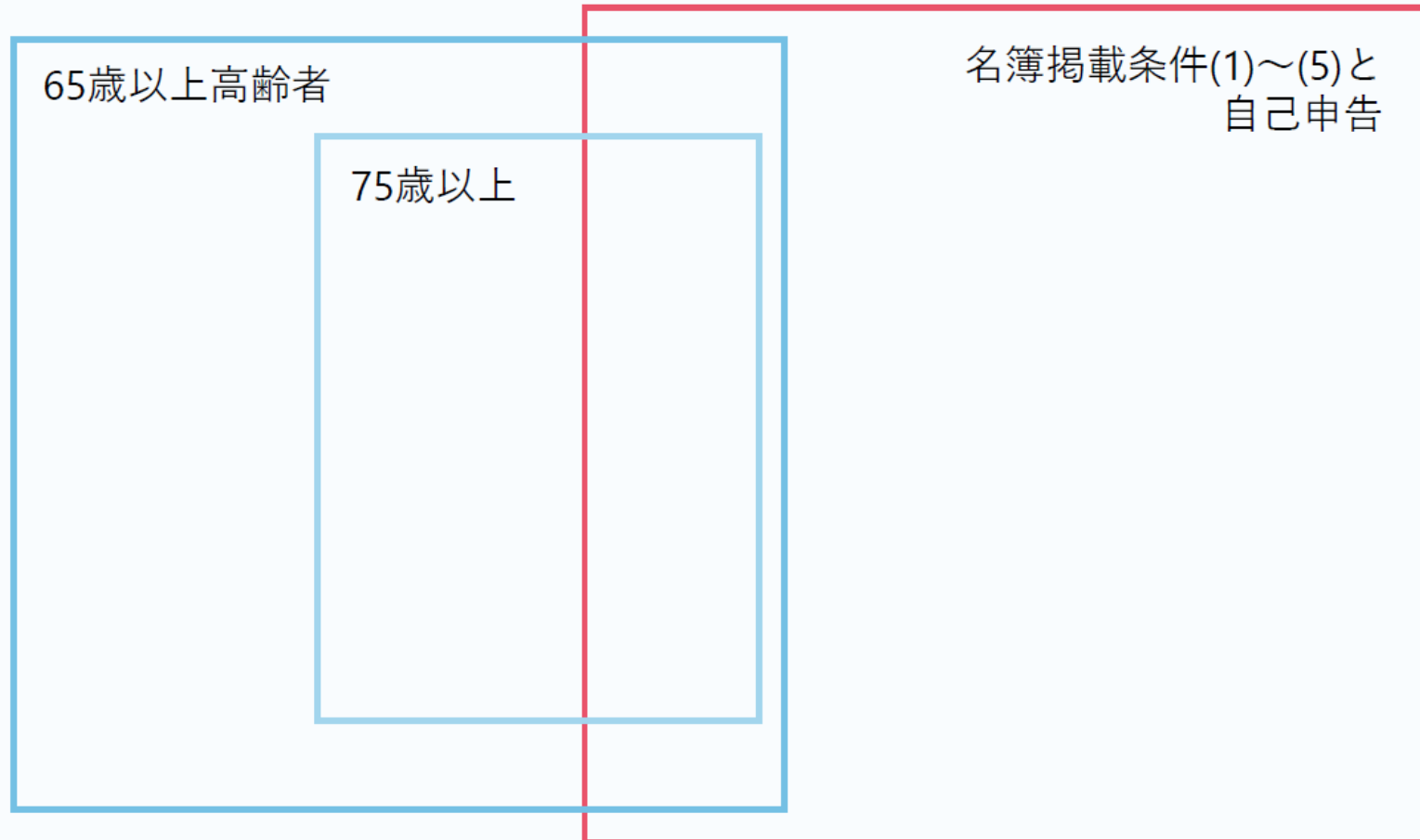
常総市の避難行動要支援者名簿に掲載する条件

「常総市避難行動要支援者支援制度実施要項」より

1. 身体障害者手帳の1級・2級
2. 療育手帳（知的障害）の○A、A
3. 精神障害者保健福祉手帳の1級
4. 要介護の区分が要介護2~5
5. 65歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する者
6. ほか、市長が認めるもの

(6)には、自己申告で掲載される者のほか、
65歳以上の高齢者も含めている？

名簿掲載者の条件 ベン図



優先順位付けの手順

1 名簿掲載者の絞り込み

- 土地のハザードが低いもの（浸水想定高さ0.5m以下）を除外
- 名簿掲載理由が(1)～(5)以外で、かつ75歳未満の人を除外

2 優先度付け

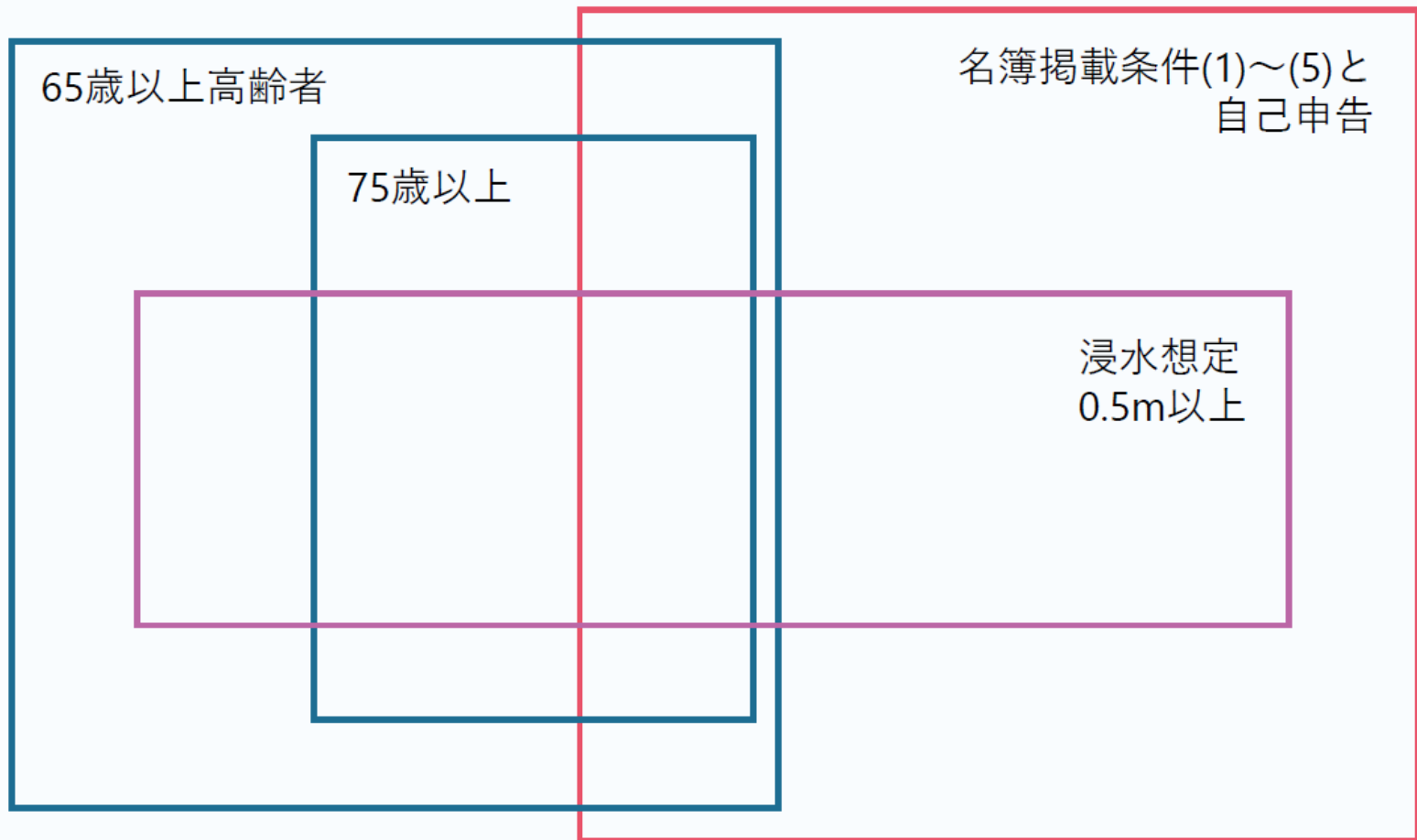
土地のハザードと
避難困難度に応じた段階分け

	5m～ 10m	3m～5m	0.5m～5m
ハザード	I 度	II 度	III 度

	身体障害者 手帳	療育手帳	精神障害	要介護認定	高齢者世帯	自己申告
A	1級	○A	1級	5	85歳以上	全て
B	2級	A	/	3～4	75～85歳	/
C	/	/	/	2	75歳以下	/

どれにも当てはまらない人をDとした

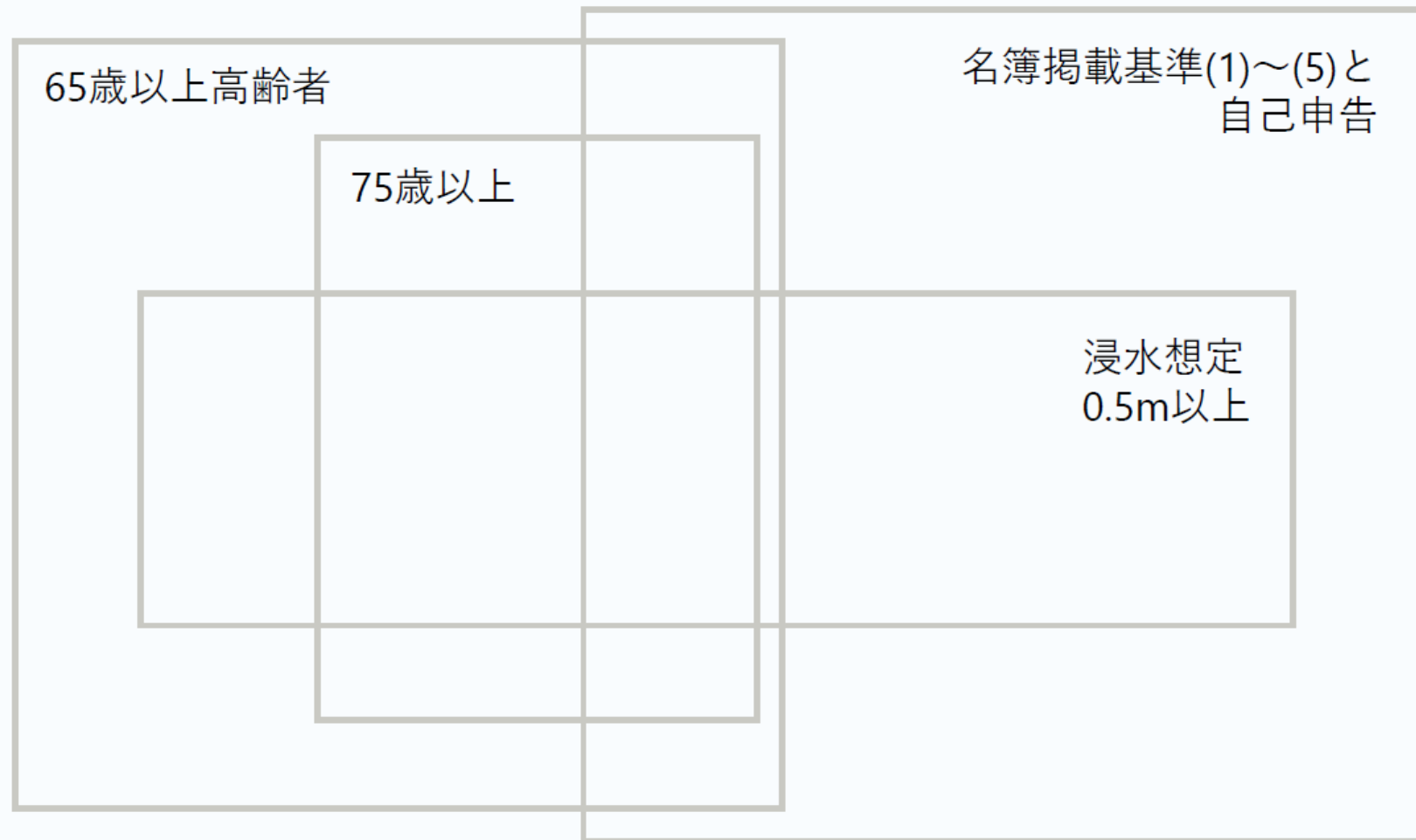
名簿掲載者の絞り込み ベン図



優先度付けした時のランクごとの人数

(人)		土地のハザード		
		I	II	III
避難支援が 必要な事由	A	326	609	712
	B	400	703	866
	C	702	1282	1645
	D	83	160	197

名簿掲載者の絞り込み ベン図



幸せ長寿課・社会福祉課担当者様を交えた優先順位付けの議論

日時	令和3年6月22日（火） 10:00-11:00	福祉：身体障害者と介護認定者のみの構成世帯は、気になる存在ではある。また、家族との距離の近さ、家族の支援可能な時間帯についても考慮が必要ではないか。
場所	常総市役所	川島：後者に関しては、優先度付け議論の先の、さらに細かい議論となる。
出席	＜常総市役所＞危機管理課：生井様、中村様 幸せ長寿課：担当者様（以下、長寿） 社会福祉課：担当者様（以下、福祉） ＜筑波大学＞ 川島、宮下、石井 （敬称略）	川島：また別件だが、個別避難計画をつくるケアマネさんに対して、兵庫県は7000円を支給している。
議題	要介護認定者へのサポート体制について 障害者へのサポート体制について 議論事項について 今後の方針について	福祉：ケアマネさんや計画相談支援員さんへの個別避難計画づくりの推奨についてだが、今後予算がつく、制度改正等があれば、行政としても協力をお願いしやすい。
議事要旨		
○要介護認定者へのサポート体制について		
長寿：施設入所者、ケアマネさんが付いている方、認定を拒否されている者がいる。 ケアマネさんの訪問頻度は月1度。 要介護認定4・5の方の多くは、施設入所やロングステイ。家族からの支援もある。 むしろ、認定の低い方へのアプローチを優先する考えもあるのではないか。 水害時、市は電子連絡帳を活用し、ケアマネさんに対応を依頼した。 ケアマネさんによる災害時のサポートは手厚い印象がある。		
○障害者へのサポート体制について		
福祉：1（軽）～6（重）に区分される（障害支援区分）。 身体障害・知的障害・精神障害を持つ方が取得している。 視覚障害の方が抜け落ちている可能性がある。 計画相談支援員が担当しているものの少人数で、訪問頻度は半年に1度である。 昨年台風時、直接市が情報伝達を障害当事者に対して行った。 重度の障害をお持ちの方ほど、家族から日常的サポートを得ている傾向がある。		
○議論事項について		
川島：優先度付けの順序案としては、「浸水深→本人の病状→家族・地域サポート有無」を検討している。		
○今後の方針について		
川島：障害者区分情報を、避難行動要支援者名簿と紐づけ、提供いただければと思う。 後日、浸水深、家族・地域サポート有無も勘案して要支援者の優先度を序列化したデータを共有するので、幸せ長寿課・社会福祉課の担当者様には、フィードバックいただければと思う。		
宮下：作業方針としては、要介護認定者と障害者をそれぞれ点数化する。 その後、両者を一つのデータに統合し、序列化する。 情報の取得困難度、移動の困難性、必要な支援者数を、統合する際の指標として検討している。		

R3.8.10 (月) 15:30～

筑波大学：川島教授、石井さん、宮下さん

データクレイドル：坪井さん

幸せ長寿課：坂巻センター長、松本係長

社会福祉課：渡邊係長

防災危機管理課：生井係長、中村

■議題

- 優先順位付けをどのようにしていくか
- いかに効果的に優先順位付けをするか

■議論

〔川島教授〕

- ・モデル事業は今後5年で個別避難計画の作成を目指していく
- ・支援者をどのように確保するか。地域の中でしっかり話し合ってもらって実効性が高い個別避難計画の作成を目指す。作成後も適正なインターバルで見直し。
- ・市役所職員の人的資源、時間は限られている。避難行動要支援者名簿を適正なものにする必要がある。全国的には、福祉専門職に分野横断的に活躍してもらうことが色濃く出ている。福祉専門職も限られており、対応できないボリュームゾーンがある。
- ・福祉専門職が対応できないゾーンをどのように作成していくかが課題。
- ・優先順位付けには個人の方の特性と環境リスクを踏まえた検討が必要と考えている。
- ・他には地域の議論の中で、個々の生活パターンを考慮する必要があるとも考えている。
- ・可能な限り省力化が求められる。福祉専門職に負担をかけすぎるわけにもいかない。
- ・手間をかけずに絞り込むことが必要と考えている。
- ・先進地である兵庫県では、1人1人に福祉専門職が話を聞き、家族構成や交友関係等を数回の面談を実施し、個別避難計画のある程度の見直しを作成後、市職員や家族などとの会議を年に7・8回実施し、作成するという丁寧な方法で実施している。
- ・しかし、その方法だと年間に作成出来る個別計画の数は限られており、名簿全員の個別計画を作成するまでに多年を費やすこととなる。
- ・きめの細かい本人に納得してもらえる個別計画の作成が必要と考える。
- ・個人情報の提供の問題もあるが、合理的な方法で個人を特定せずとも地域にどういった状態の方がいるという情報でもよいと思う。
- ・介護保険制度を利用する際の認定調査票を提供していただけると聞いた。障害分野も同様のものを提供していただけるという認識でいるが。

坂巻：実際どのような情報を出せるといいのか。

川島：避難困難度の序列化が出来る情報が欲しい。最終的には地域ごとで優先度付けを検討している。介護という視点と自力避難が可能かは別の視点と思われ、問題は避難（移動）が可能が重要となるが、判断したらよいか等を助言してもらいたい。情報を適正に判断できるか、判断力があつたとしても視覚・聴覚障害で情報収集が難しいのかなど様々な状況が考えられる。また、福祉専門職がいなければ危険な方もいると思う。地域の人が対応できないような人がいる場合も考えられる。避難が必要になった場合、1人の支援者で避難可、2人以上の支援者で避難可、車椅子が必須、担架が必要などの判断が可能となるような情報を提供してもらいたい。個人を特定するような情報までは不要と考えるが、地域にこういう方がいるという情報は必要になる。

〔宮下〕

- ・65歳以上という条件が含まれており、自力避難が必要な方もいると思われる。
- ・名簿の精度を上げるとなると、同居者の情報も必要になると考えている。

〔川島〕

- ・同意を得る際に、自力避難可能や同居者がいるから支援不要という情報もあるのか？
- ・地域ごとのに順位付けをすることで、優先して個別避難計画を作成していくことが可能となる。
- ・情報提供の際には塗りつぶし作業が必要になるのではないかと問題があるが、学生等の人海戦術で市役所に行って作業することも可能。
- ・生年月日（年代）、住所（概ね）、性別、最小の自治体の情報があれば分析可能と思う。提供に伴う作業が必要であれば学生を活用することも出来る。
- ・Excelのカウントが可能になると考えている。

坂巻：ブランクでの資料を提供し、内容を確認してもらおうと併せて、市でも提供できる情報を検討させてもらえればと思う。

渡邊：障害支援区分というものがある。身体障害者手帳所持者が437名いるが、区分をとっているのが34名しかいない。該当者が少ない。手帳所持した際の理由しかないが、それも活用できるデータとなるか。

川島：手帳に部位がかかれていのであれば、そのような情報を提供してもらいたい。知的と精神に部位はないのか

渡邊：特定の部位はないが、手帳による区分がある。

川島：身体障害者は全員が避難困難度が最優先になるように思われるが。

渡邊：下肢か上肢かでも違う。同居家族の有無でも違う。手帳に同居家族者の情報は記載

されない。

川島：身体 の 状況 を 判断 できる よう な 情報 が 必要 と なる。介護 と バランス を 見て 判断 が 必要 と 思われる。

結論：一度様式をみた後に議論をさせていただきたい。

〔坪井〕

- ・川島教授と協力し、ウェブ版でタイムラインの作成と避難行動要支援者の個別避難計画の作成ができるシステム構築を検討している。

〔川島〕

- ・実際に避難情報が発令された際に、個別避難計画とウェブをリンクすることで、プッシュ通知が届くようになるということも想定している。

坪井：システム開発にあたり、外国語 Ver の作成も依頼いただいたと思うが、外国人の方でも障害手帳を所持しているような方はいるのか。

渡邊：いる。

■次回 8/17 (火) 10:30～

- ・提供可能と思われる資料の内容をお互いに確認。
- ・実際に提供する際に必要な作業や提供方法の確認

R3.8.17 (火) 10:30～

筑波大学：川島教授、石井さん、宮下さん

データクレイドル：坪井さん

つくばみらい市社会福祉課：

幸せ長寿課：松本係長、坂巻係長

社会福祉課：渡邊係長

防災危機管理課：生井係長、中村

■議題

1. どのデータを提供していただけるのか、優先順位付けに利用できる項目はどれになるか。
2. 項目を活用した優先順位付けの基準をどのようにするか。

■議論

〔川島教授〕

- ・どのような項目を活用して優先順位付けをしていくか。一つの項目が該当すれば判断可能な場合もあれば、複数項目で判断が必要な場合もあると思われる。
- ・認知・判断・対話・移動の能力が備わっていないと自力避難は難しいと考えられる。

〔宮下さん〕

- ・情報取得、避難判断能力、避難の助けを求めることが出来るか、移動することができるかに視点を置いている。
- ・判定する項目として、介護認定調査票の第1群の1・2、第3群の1、第3群の3、第5群の7を検討。障害認定調査票の第1の8・9、第2の16、第3の3・4第5の5・6を検討している。

〔坂巻係長〕

- ・項目を確認したが、項目抽出は困難。第5群の7障害高齢者の日常生活自立度認知症高齢者の日常生活自立度に家族構成等の情報を付け足し提供ではと考えていた。
- ・他項目も補足で必要なものがあれば提供できる。先生が考えている避難支援の要否の基準として活用できると思う。

川島：全国共通での基準となるか。介護は幅が広いと考えるが7の項目で全体を包含するという方向でよい。

宮下：7は総合的な指標になると考えていた。付け加える項目は特になく考えている。

〔渡邊係長〕

- ・身体障害者手帳所持者のなかで障害支援区分を持っている方が名簿記載者の7%。
- ・療育手帳、精神保健福祉手帳はそれぞれ重度で避難判断や避難行動を自力は出来ないの優先度は高いと考える。
- ・身体障害者所持者に関する情報は手帳情報以外に提供できる情報がほぼない。本人の意思確認や家族の支援可否も考慮が必要と思われる。
- ・手帳等級の他に一種、二種という基準がある。一種は付き添いなしでは行動できない。二種は単身でも行動可能という認識。

川島：手帳と支援区分は別か。支援区分は全国共通か。手帳の種類はどの程度あるか。

渡邊：手帳と支援区分は別で支援区分は全国共通。手帳は3種類。

川島：一種、二種は全手帳適用か。

渡邊：身体と療育が適用。

川島：療育重度と精神1級は本人だけでの避難は難しいと判断し、優先度の最優先と判断していいのか。身体の一種は最優先と判断していいのか。

渡邊：身体は障害部位によると思われるが、総合等級が1級でも二種という方もいる。ご家族の協力の可否や地域力は福祉課でも把握していない。

■議論

川島：介護認定の方が幅が広いと思われる。介護認定が低いが身体障害と重複している方もいる。身体の優先度AとBを判断できる情報はあるか。

渡邊：名簿に記載している方が重度の方ばかりとなっている。

川島：該当要件が厳しいので身体障害は全員Aと考えてよい。身体認定調査票、手帳情報から優先度の順位付けを行うにあたってはどういう項目から判断すれば良いのか。

渡邊：名簿に記載されている方の大半が一種の方。

川島：一種であるとなると、身体は全員Aという判断すると、二種をどのようなランクとするかの基準が必要となる。

渡邊：二種は自力での行動が可能と判断されるので、Bになると思われる。

川島：将来的に身体3級以下を名簿に追加するとなると別だが、現状での身体基準は方向性が決定したと考える。

渡邊：名簿掲載者は内部障害を除いている。該当者は判断能力があり、避難行動もとれる方であるため、その点は重要と思われる。

川島：介護に話が戻るが7をABCどのように判断するか。例えば支援者が1人で可能なのか1人以上必要か、支援のために器材が必要となるかなどでは決定的に違うと考えられる。例えばCは本人自立歩行可能だが、名簿に記載されていて、見守りは必要

だがゆっくりであれば自力避難が可能な人も名簿に記載されていると思う。優先順位付けは地区に本当に支援が必要な人がどれだけいるかを判断し、地区ごとの優先順位も判断できるようにする目的もある。各ランクの境界をどのように判断するのが良いか

坂巻：認知症高齢者の日常生活自立度が2は、誰かが注意していれば生活可能。3以上は意思疎通も困難で常時介護が必要と判断される。

川島：Cとなるのはどこからか。

坂巻：1がCと考えられる。

川島：認知症でない方の判断はどのようにするか。

坂巻：障害高齢者の日常生活自立度のJ1は交通機関を利用して外出できるためC。A1・A2は準寝たきりで屋内の生活は可能だが、屋外は介護が必要であるためB。B以上はAと考えられる。

川島：身体障害の2級が介護の基準でBCに該当する人がいた場合、整合性に欠けるように思われるが。

松本：要介護度を基準に寝たきり度と認知症度を組み合わせていくことができればいいと思われるが判断が難しい。

川島：一人一人の詳細を確認するには面談を実施するしかないが、1人1人対応することは難しい。多少のブレが生じることは仕方ない考える。

■結論

- ・身体において一種はA、1級の二種もA、2級の二種はB。
- ・介護に関しては現場で関わっている専門職の方の感覚から基準の案を作成してもらう。
- ・福祉部で優先順位付けの案を基に今後の話し合いを継続していく。

■その他

- ・介護案を提出してもらい、打合せを設定する。

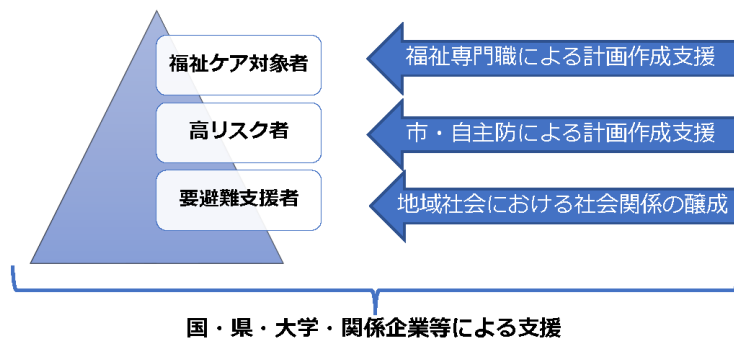
みんなでマイ・タイムライン・フォーラム キックオフ会合の概要

期待する成果

1. 参加者全員：「個別計画」の重要性と各自が果たす役割を認識
2. 両市職員：福祉・防災部門間連携の重要性を認識
3. 避難支援関係者：避難支援の優先度に応じた各自の役割を認識
4. 当事者：関係者の本気度を理解し自らも取り組み意欲を高める

各構成要素に期待する役割

1. 市長挨拶：行政としての取り組み本気度を鮮明にする
2. 内閣府挨拶：モデル事業の意義、全国の実証状況と両市への期待
3. 立木先生基調講演：モデル事業の背景、新ガイドラインのポイントと両市への期待と励まし
4. 村野氏特別講演：市民の命と暮らしをまもるために
～自らの経験を踏まえた個別避難計画作成支援の取り組み紹介～
1. パネルディスカッション：
 - ① 2つの優先候補地区の地域活動リーダーからの現状と課題の報告とこれまでの講演・質疑への感想
 - ② 講演者からの助言（両市・両地区の特性を踏まえて、今誰が何に注力すべきか、その際の留意点は何か？）
 - ③ 会場からのコメント（当事者、国、県…）
 - ④ 両地区の今後の取り組みの方向性は？
6. 両市の実施責任者による今後の推進方策宣言



図：避難支援の優先度に応じた当面の役割分担関係（案）

会合スケジュール

場所：常総市生涯学習センター

オンライン会合URL：<https://joso.calling.fun/meeting/joso2021/conference>

パスワード：joso20210711

時刻	時間	内容
		司会・進行（常総市防災危機管理課危機管理係長 生井 闘志）
13:30	10分	常総市・つくばみらい市より挨拶 （常総市長 神達 岳志 つくばみらい市長 小田川 浩）
13:40	20分（質疑込み）	内閣府 個別避難計画作成モデル事業の概要と両市への期待 （内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当) 重永 将志）
14:00	50分（質疑込み）	【基調講演】 モデル事業の背景、新ガイドラインのポイントと両市への期待（予定） （同志社大学社会学部教授 立木 茂雄）
14:50	10分	休憩
15:00	40分（質疑込み）	【特別講演】 市民の命と暮らしをまもるために （別府市防災局防災危機管理課防災推進専門員 村野 淳子）
15:40	50分	【パネルディスカッション】 両市における地域活動の現状・課題と講演・質疑を踏まえた今後の取り組みの方向性は？ （同志社大学社会学部教授 立木 茂雄） （別府市防災局防災危機管理課防災推進専門員 村野 淳子） （茨城NPOセンター・コモンズ 代表理事 横田 能洋） （西ノ台地区自治会長兼自主防災組織本部長 関俊男）
16:30	10分	【常総市・つくばみらい市 共同宣言】 両市の今後の取り組み方針 （常総市市長公室防災危機管理課長 小林 弘） （つくばみらい市保健福祉部社会福祉課長 草間 節）

研修会のプログラム

9:00	9:05	開会・挨拶	
9:05	9:20	総論	みんなで助け合える 町をつくろう
9:20	9:45	STEP①	洪水リスクを知る
9:45	10:10	STEP②	洪水時に得られる情報を知る タイムラインの考え方を知る
	10分	休憩	
10:20	10:55	STEP③	配付資料の確認・説明 防災行動計画シートを作る（個人ワーク）
10:55	11:25	グループワーク	みんなで要支援者の計画を考える
	5分	休憩	
11:30	12:00	ケース発表・質疑応答	1グループ6分程度（発表2-3分 + 質疑3-4分）
12:00		研修会終了	

防災行動計画シート

名前 _____

地区名	
-----	--

関係	作成協力者

作成協力者を記入 しましょう

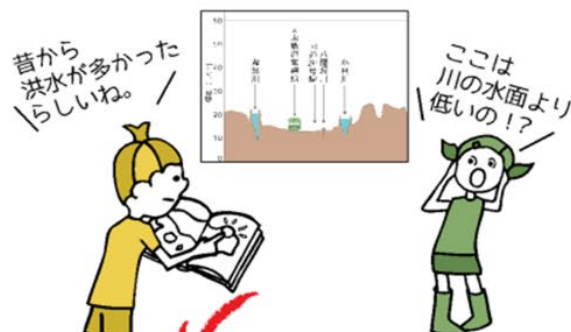


マイ・タイムラインの検討手順

Step1

自分たちの住んでいる地区の
洪水リスクを知る

- ・過去の洪水を知る
- ・地形の特徴を知る
- ・水害リスクを知る



❗ リスクを認識できる

- ・自分の家が浸水してしまう
- ・避難所まで遠い など

Step2

洪水時に得られる情報を知り、
タイムラインの考え方を知る

- ・洪水時に得られる情報と
その読み解き方を知る
- ・タイムラインの考え方を知る
- ・洪水時の自分の行動を想定する



❗ いつ、どうやって逃げるかがわかる

- ・何を持っていく?
- ・いつ逃げる? 誰と逃げる?
- ・危険な場所をよけて逃げるには?

Step3

マイ・タイムラインを作成する

- ・自分自身のタイムラインをつくる

マイ・タイムライン(イメージ)

時間	国	市	住民等
3日前			テレビの天気予報を注意して見る。 ハザードマップで避難所を確認。 非常持ち出し袋を準備する。 足りないものを買いに行く。 川の水位をインターネットで確認。
洪水予報			おじいちゃんと一緒に 早めに避難開始
洪水予報			避難所に避難完了
氾濫発生			

どのタイミングで、
何をしておくのね。



地域で作れば...

❗ コミュニケーションの輪が 広がる

- ・意見交換することで知り合いになれる
- ・ご近所とのつながりが
強く、ふとくなる



マイ・タイムラインをつかおう

- ❗ 災害時の防災行動チェックリストで
対応の漏れを防止
- ❗ 災害時の判断をサポート



マイ・タイムライン作成のためのチェックシート

洪水浸水想定区域図でチェック

◇あなたの住んでいる場所の浸水深は？

_____ m

◇あなたの住んでいる場所の浸水継続時間は？

_____ 時間

◇あなたの住んでいる場所は家屋倒壊等氾濫想定区域ですか？

☐ はい ☐ いいえ

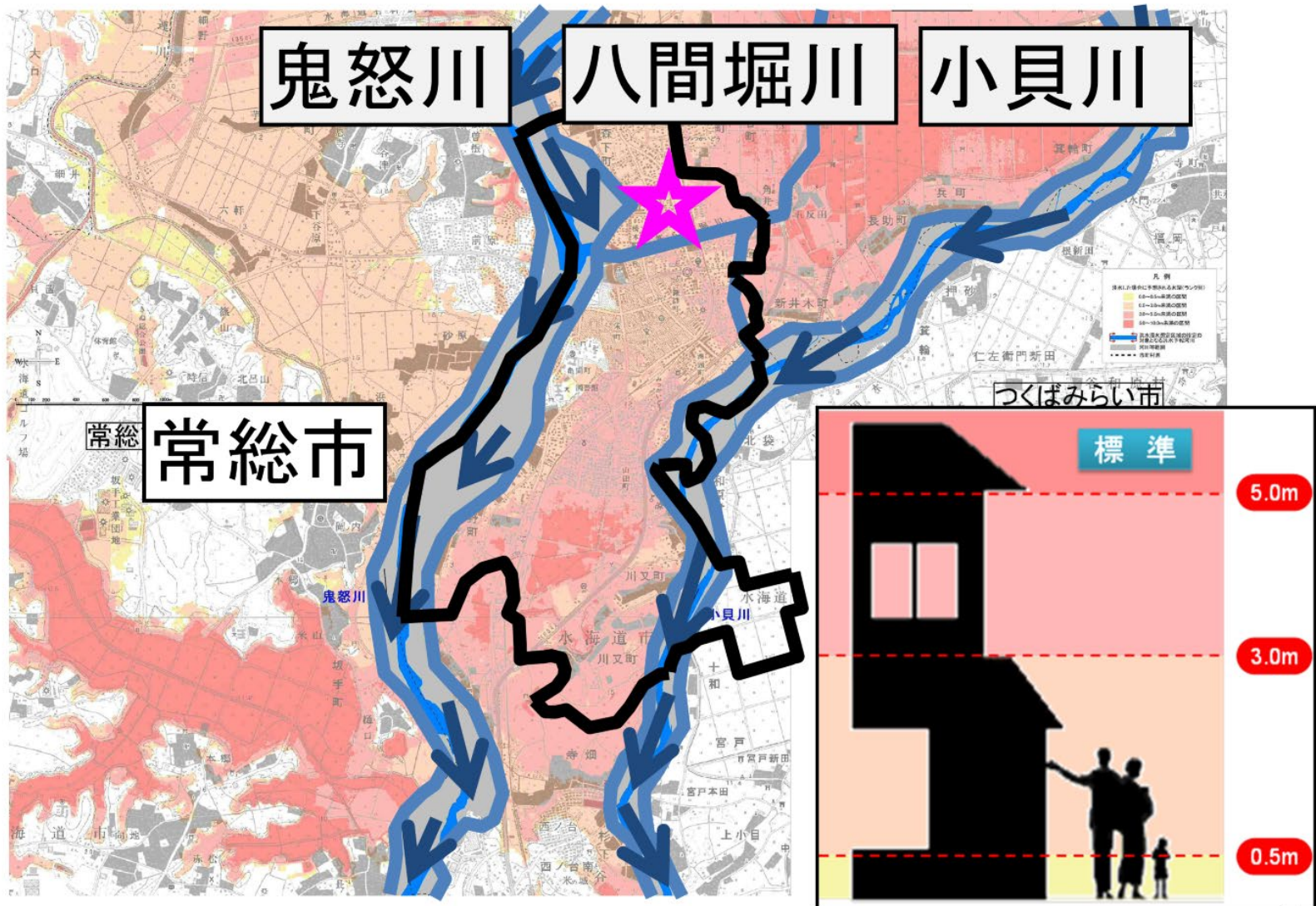
洪水浸水想定区域図
をみましょう

国土交通省関東地方整備局
ホームページ

http://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/river_bousai00000081.html



こうすい しんすい そうてい くいき ず しんすいしん
洪水浸水想定区域図 (浸水深)



洪水ハザードマップ (最大浸水深)

橋本・森下地区

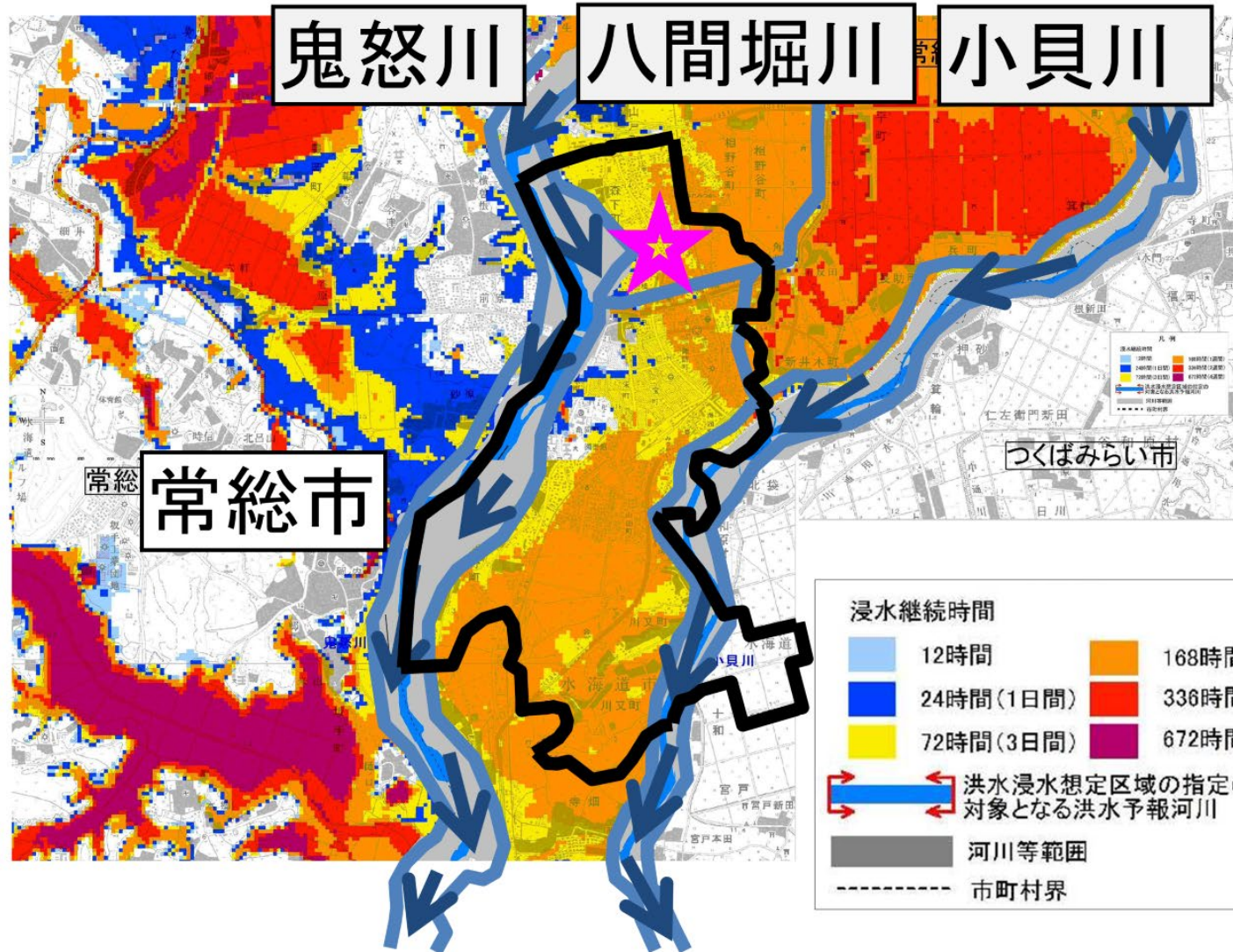


凡 例

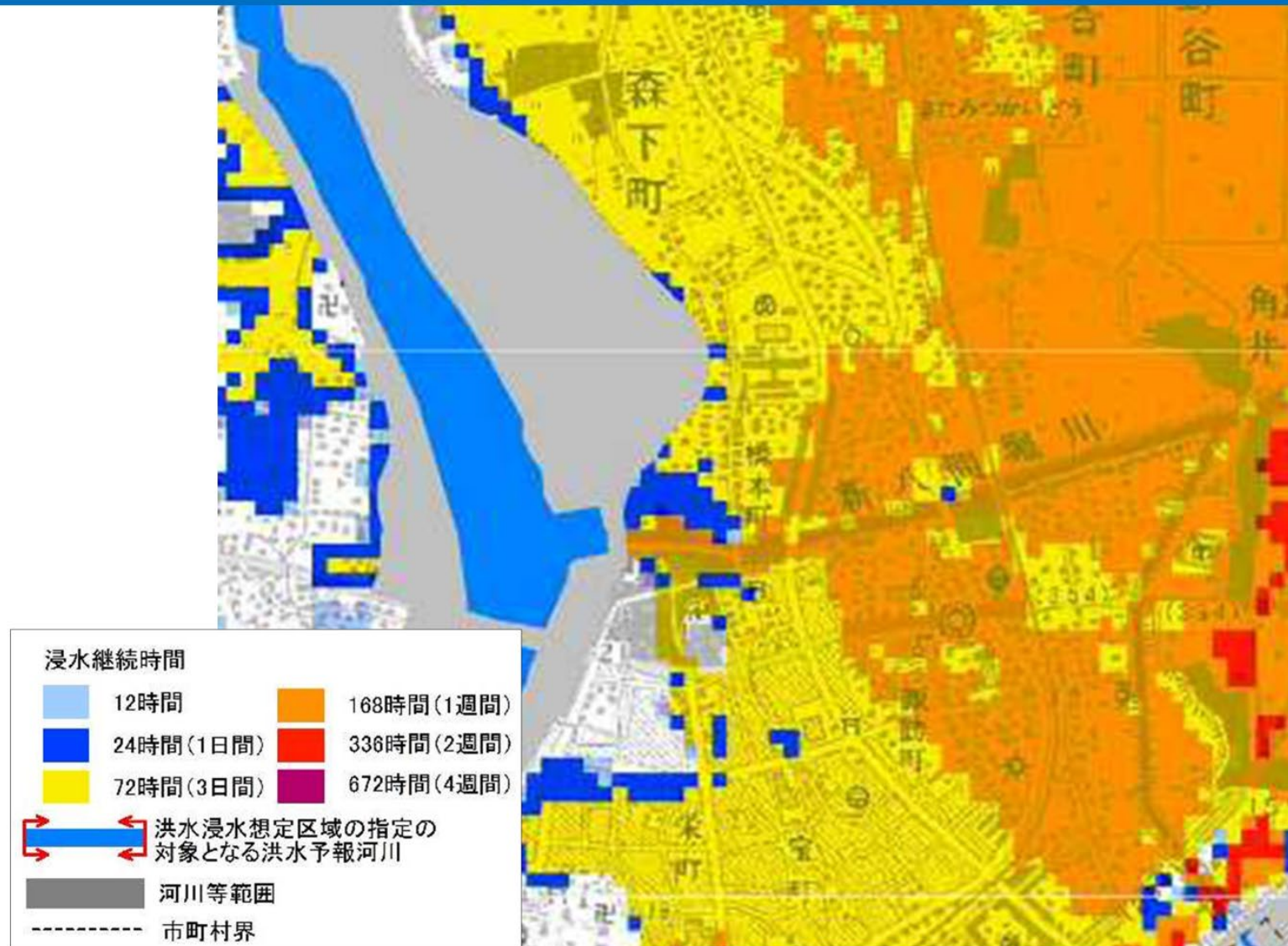
浸水した場合に予想される水深(ランク別)

- 0.0～0.5m未満の区間
- 0.5～3.0m未満の区間
- 3.0～5.0m未満の区間
- 5.0～10.0m未満の区間

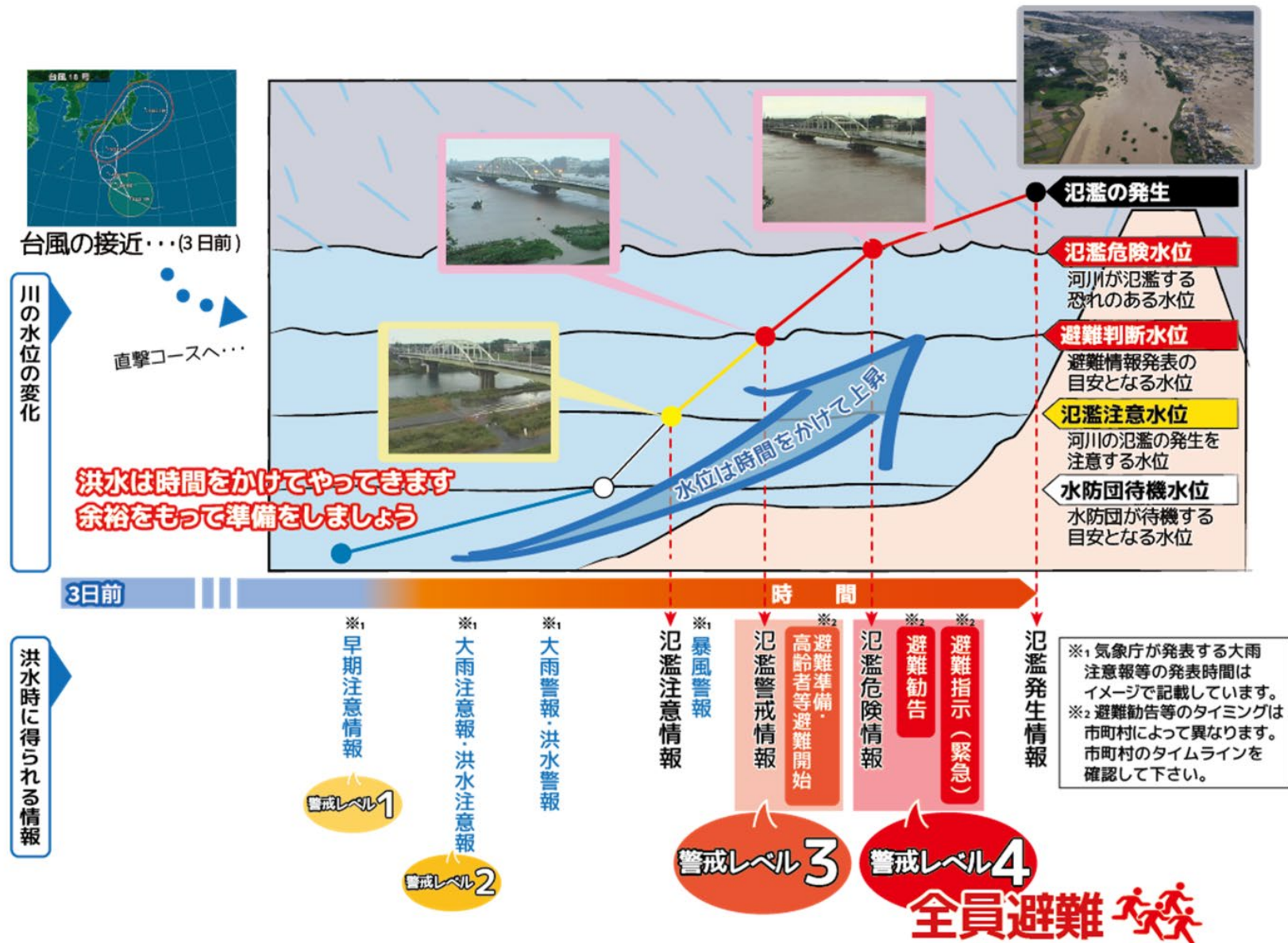
洪水浸水想定区域図 (浸水継続時間)



洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



はんらん 川が氾濫する前に逃げるには??



5段階の警戒レベルと防災気象情報

警戒 レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報				相当する 警戒 レベル
5	命の危険 直ちに安全確保！ ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。いまいる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	氾濫 発生情報		5 相当	
<警戒レベル4までに必ず避難！>							
4	危険な場所から全員避難 ・過去の重大な災害の発生時に匹敵する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などにより暴風が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	土砂災害 警戒情報	高潮 警報	高潮 特別 警報	4 相当	
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を判断できる体制)	大雨警報 洪水警報	※1 高潮警報に 切り替える 可能性が高い 注意報		3 相当	
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨警報に 切り替える 可能性が高い 注意報 大雨注意報 洪水注意報	高潮 注意報		2 相当	
1	災害への心構えを高める ・心構えを一段高める ・職員の連絡体制を確認		早期 注意情報 (警報級の 可能性)				

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき
気象庁において作成

「避難情報に関するガイドライン」(内閣府)に基づき
気象庁において作成

※1 夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は、警戒レベル3(高齢者等避難)に相当します。

※2 「極めて危険」(濃い紫)が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「非常に危険」は大雨特別警報が発表された際の警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

タイムラインの考え方

情報を取得する

タイムラインの考え方

知る

キーワード

タイムライン

川の水位

■タイムラインとは

防災行動の「何時」「何を」「誰が」が明確になります。

○次何をするか ○今何をすべきか ○誰の動きにつながるか

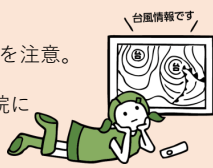
3日前



行動の例

テレビの天気予報を注意。

1週間分の薬を病院に受け取りに行く。



半日前



ハザードマップで避難場所、避難手段を確認

川の水位をインターネットで確認

通行止め情報がないかインターネットで確認



5時間前



川の水位をインターネットで確認

テレビで洪水予報の確認

市内の指定避難所への開始を判断



3時間前



市内の指定避難所への避難を完了

はん濫発生

※写真はイメージです

参考：みんなでタイムラインプロジェクト

■平常時の役割

○現状が明確になり、課題を抽出できます

○地域をつなぐコミュニケーションツールになります

! リスクを認識できる

- ・自分の家が浸水してしまう
- ・避難所まで遠い など



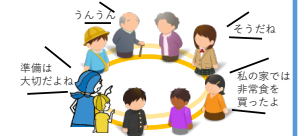
! 逃げるタイミングがわかる

- ・いつ逃げる？
- ・誰と逃げる？
- ・危険な場所をさけて逃げるには？



! コミュニケーションの輪が広がる

- ・検討会での意見交換などで、知り合いになれる
- ・ご近所とのつながりが強く、太くなる



■災害時の役割

○災害時の防災行動のチェックリストになり、対応の漏れを防止できます

! 行動をチェック

- ・避難に必要なものを確認できる
- ・安全な避難経路を確認できる

あれももって
いかなきゃ

! 判断をサポート

- ・落ち着いて冷静な行動がとれる

おちついて



実践や訓練で検証し、継続的に見直すことでタイムラインが進化します。
継続的にタイムラインを見直していくことにより、防災力が向上します。

参考：みんなでタイムラインプロジェクト

『防災行動計画シート』 ～基本情報～

災害発生時に地域の支援者と安全に避難できるよう、「私に必要なこと」を理解してもらうため、私に関する情報を関係機関・者と共有することに同意します。

作成者

続柄

連絡先

同意日： 年 月 日		連絡先			
ふりがな		性別	生年月日	世帯人数	自治区名
氏名 (自署)			年 月 日	人	
住所		電話番号			
支援に係る事由	1. 身体障害者手帳（１級・２級） 2. 療育手帳（○Ａ・Ａ） 3. 精神障害者保健福祉手帳 １級 4. 要介護認定（２・３・４・５） 5. ６５歳以上のみで構成される世帯（ ） 6. その他（ ）				
緊急時連絡先					
①氏名：		（関係性： ）		電話番号：	
②氏名：		（関係性： ）		電話番号：	

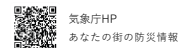
ペット			
□はい（種類： 名前： ）□いいえ			
住まい		かかりつけの病院	
木造・鉄骨・鉄筋 建て 階居住		病院名：	
建築時期 年 月頃 耐震構造 有・無		電話番号：	
ハザード情報		アレルギー、持病	
□洪水 浸水想定区域内（深さ m～ m）・浸水想定区域外			
□地震（震度 ）			
身体等の状況		日常的な医療行為	

避難支援者	
①氏名：	（続柄： ） 住所： 電話番号：
②氏名：	（続柄： ） 住所： 電話番号：
必要な支援	
A. 避難誘導又は付き添いが必要 C. 手話、手引き等の支援、個室等の準備が必要	
B. 車いす等の避難支援が必要 D. 医療的ケア、電源を必要とする医療機器、常時見守りが必要	
必要補装具	緊急通報システム

避難の方法	水害時	地震時	避難の準備	
□避難先			□家族等への連絡	分
□移動方法			□持ち出し品の準備	分
□特記事項			□家の戸締まり	分
			□	分
			□	分
			□	分
			□	分
①移動時間	分	分	②準備時間	計 分

※兵庫県社会福祉士会制作「防災対応力向上シート」を筑波大学・常総市役所・つくばみらい市役所で一部変更

『防災行動計画シート』 ～マイ・タイムライン～



気象庁HP
あなたの街の防災情報

目安の時間と警戒レベル	(作成日： 年 月 日)	(作成日： 年 月 日)	(作成日： 年 月 日)
	私・家族の行動	避難支援者①の行動	避難支援者②の行動
3 日前	警戒レベル 気象庁 *「早期注意情報（警報級の可能性）」 →「天気予報（翌日まで）」や「週間天気予報（2日先～5日先まで）」に合わせて発表される ☐ 気象情報の確認を始める ☐ 家の周りの点検と片付け ☐ 避難先・避難経路の確認 ☐ 水・食料・ガソリン・服用薬の準備 ☐ 避難先（親戚、知人宅）に連絡 ☐ ☐ ☐		
2 日前・1 日前・半日前	警戒レベル 気象庁 *「大雨注意報」「洪水注意報」「高潮注意報の一部」 *「冠雪注意報」「気象庁HPキキクル（危険度分布）で「注意」（黄色）」 ☐ 気象情報の確認 ☐ 避難経路をハザードマップ等で確認 ☐ 非常用持ち出し袋の準備 ☐ 地域の支援者への連絡 ☐ ☐ ☐		
7 時間前	警戒レベル 3 市町村長 高齢者等は避難開始 ☐ ガスの元栓を閉める ☐ ブレーカーを落とす ☐ 戸締まりをする ☐ ☐ 個別避難計画に沿って避難開始 ☐ 要支援者に避難呼びかけ ☐ 要支援者の避難誘導開始 ☐ 要支援者に避難呼びかけ ☐ 要支援者の避難誘導開始		
3 時間前	警戒レベル 4 市町村長 全員避難！ 警戒レベル4までに必ず避難		
0 時間	警戒レベル 5 命の危険 直ちに安全確保！		
■自由記述欄（避難誘導時の注意点など）		上記の内容について確認しました。 年 月 日	
		氏 名： 代理署名：（続柄）	

※ここに示した警戒レベルなどのタイミングはあくまでも目安であり、実際の災害時とは異なります。

ご清聴ありがとうございました



※イラスト：常総市マスコットキャラクター
「千姫ちゃん」

(1)「優先度」に関する取組事例②

長野県長野市

取組の背景と優先度について

令和3年9月9日（木）

長野県長野市 保健福祉部福祉政策課

2 令和3年度 内閣府 個別計画作成モデル事業内容

■ 実施内容

モデル地区において、クラウドデータシステムを活用した「災害福祉カンタンマップ」を利用し、優先度を踏まえた個別避難計画作成の実証実験を行う。

■ 実施方法

- ①モデル地区内の避難行動要支援者を、支援が必要な度合いを高い方からABCに分けて優先度を付ける。
- ②専門的な支援が必要なAグループについては福祉・介護事業者が個別避難計画を作成する。
- ③B及びCグループについては地域住民が災害福祉カンタンマップに書き込むなど個別避難計画作成に準じた取り組みをそれぞれ行う。

* 実施にあたっては、長野県社会福祉協議会に委託して実施する。

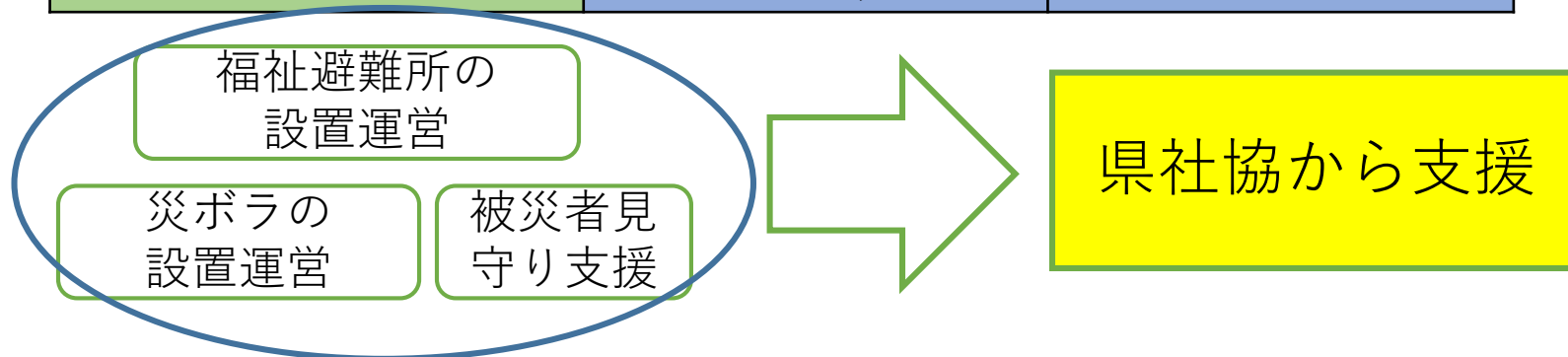
3 取組までの背景

(1) 個別避難計画の作成が進まない状況で

個別計画作成済 自主防災組織	平成25年(2013年)	平成30年(2018年)
	157／478(32.8%)	80／477(16.8%)

(2) 令和元年東日本台風災害が発生し

令和元年10月12日発災 被害状況	住家(罹災証明件数)	災害による死者
	4,296件 (うち全壊:1,038件)	17名 (うち関連死15名)



(3) 災害対策基本法が改正された

個別避難計画の作成について、**市区町村に努力義務化**

4 長野県社会福祉協議会との連携まで

県社協の取組

H18から

要支援者の安否確認・避難支援のため、災害時住民支え合いマップづくりの取組推進（中核市除く）

- ①地図を囲んでみんなで話し合う
- ②話し合った結果を地図に書き込む
- ③必要な人を支援するための計画づくり

支え合いマップづくりの課題整理

- ①支え合いマップの更新
- ②紙マップへの負担感、スマホ等の普及
- ③東日本台風支援関係者からの助言
- ④法改正への対応

本市も参加→連携

R3

災害福祉カンタンマップ開発
県内で実証実験をスタート

「情報が見える化」「思いを共有する」
ツールが欲しい！
クラウドを活用した災害福祉カンタン
マップの開発により、地区・事業所が平
時・災害に活用できる方法を検討

5 個別避難計画作成に係る優先度の考え方

避難に支援が必要な 度合い（目安）		地域の災害リスク				
		高	⇔	中	⇔	低
A	・ 専門的な支援 が必要な方 ・ 入院や施設入 所を検討	【公助中心】 ○専門職が対応しないと 避難誘導が困難なケース。 ○住民だけでの対応が困難。			最優先 ○優先度は低 いが、マップ を作成し、備 えていくこと が大切	
B	・ 一般避難所での 生活が困難 ・ 福祉避難所の 利用を検討	【自助、共助中心】 ○地域の支え合いで対応し ていくことが必要。 ○マップが有効になる。				
C	・ 一般的な支援 や見守りで生活可 能 ・ 一般避難所、在 宅での生活を検討					

6 災害福祉カンタンマップによる可視化例

①ハザードレイヤ表示
(土砂災害警戒区域
・ 浸水想定区域等)

長野県社会福祉協議会提供資料を一部加筆

優先度
が低い

土砂災害
警戒区域

優先度
が高い

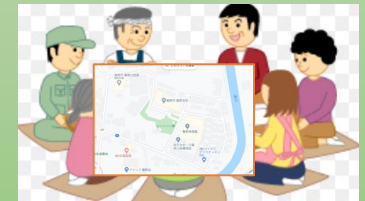
②データベ
ースと連携

○個別避難
計画作成
支援

浸水
想定区域

タップすると個別計画の情報が表示される

④印刷



表示分類

分類とラベル表示 矢印線表示

分類属性: ABC

追加 適用

マーカー
色 部分一致の文字列

上へ

下へ

削除

3人

2人

A

③集計表示

(当該地区
のみ表示)

A● B● C●避難行動要支援者の自宅 (サンプルのため拡大表示)

●●● 区分は、避難に支援が必要な度合い (目安) を示し、福祉関係者が関わって、事前に色分け。

7 個別避難計画作成に係る優先度の考え方(検討中)

現在

モデル事業では優先度の判断は
地区が中心となっていく予定



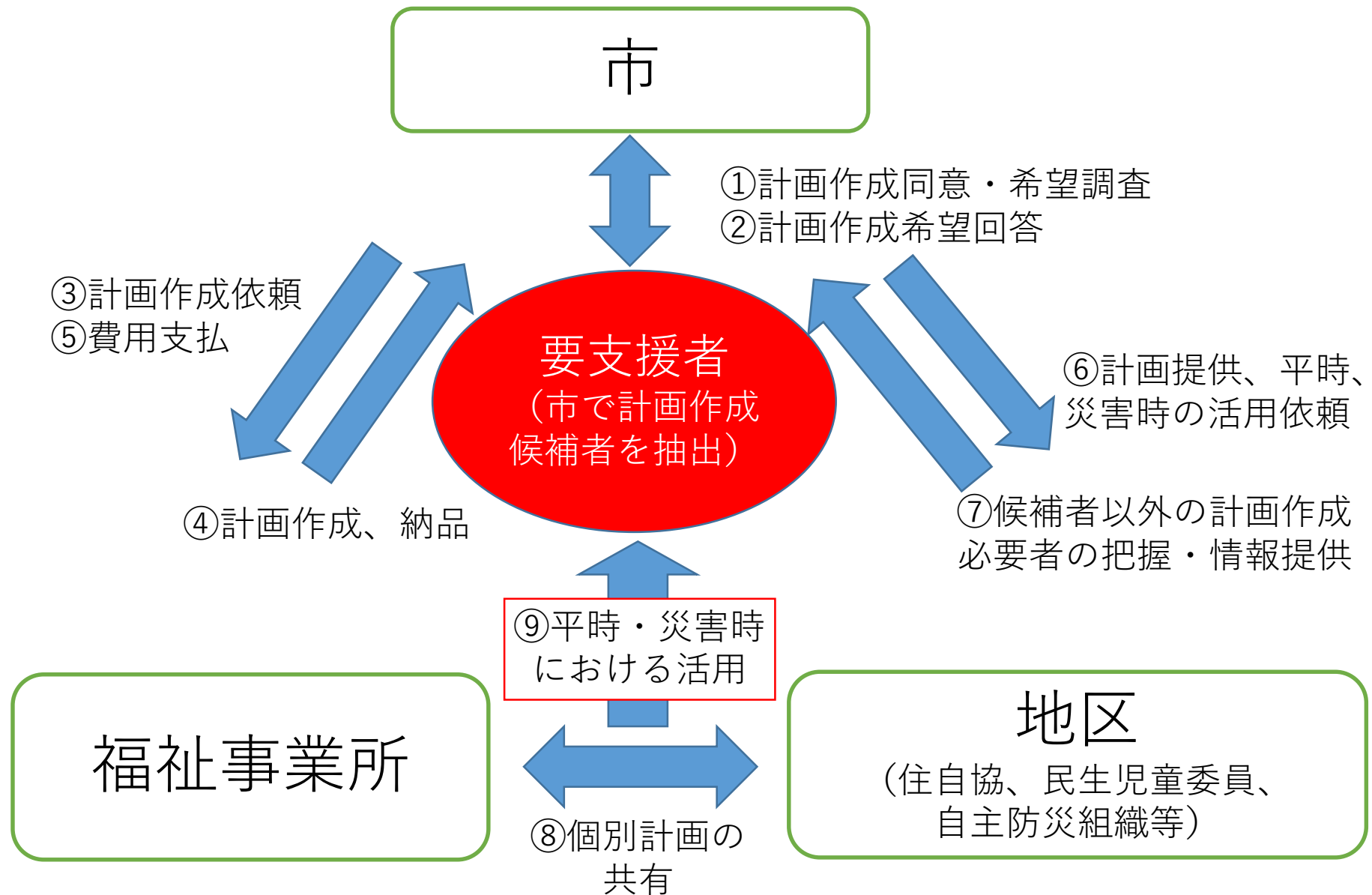
今後

全市で計画作成を展開していくにあたっては、
市が主体的に優先度の判断を行なう必要がある。

現在検討していること

	優先度判断の際考慮すべき点 (国指針)	判断者	対応方法
①	本人の心身の状況、 情報取得や判断への 支援が必要な程度	市	避難行動要支援者名簿の区分から、 介護・障害等に係る福祉サービス利 用者をAランクとして抽出
②	地域におけるハザード の状況	市	さらにハザードマップ等で絞り込み、 計画作成同意・希望調査を実施。 希望者について、事業所に作成依頼
③	独居等の居住実態 社会的孤立の状況	地区に 依頼	作成された計画を地区に提供。 地区は、この他の計画作成必要者の 情報を市に提供

8 個別避難計画作成検討案イメージ



長野市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 自治会や自主防災組織などの地域に対する個別避難計画の作成等に関する説明（出前講座）を福祉と防災が部局横断で実施している。（令和3年6月以降、合計6回実施）
- 現時点では、優先度について細かな判断基準の作成や、優先度を判断すること自体に時間をかけることは考えていない。「基準に該当する方でないと計画が作成できない」という制度でないので、民生委員や地区の方、自主防災組織が中心となって感覚で優先度を決める。迷ったらAランク（最優先）で個別避難計画を作成する程度で取り組んでいくことを考えている。
- モデル地区でも個別避難計画の作成に対する意識は高くないのが課題。（安否確認や避難訓練などは相対的に高い。）
- 防災意識が比較的高いモデル地区でもこのような状況なので、今後、全市で計画作成を展開するにあたり、地域ではなく長野市が優先度の判断を行う必要があると考えている。
- 長野市は令和元年東日本台風により大きな被害を受けた。その際、長野県社会福祉協議会から大きな支援を受けたことが契機となり、今回の連携へと繋がった。
- 長野県社会福祉協議会は、平成18年から長野県の方針に基づき、災害時住民支え合いマップ（紙ベース）を作成。課題を整理し、今年度、デジタル化された災害福祉カンタンマップを利用した実証実験をスタート。長野市は、この実験に参加し、連携している。

有識者のコメント

- 普段からその避難行動要支援者をよく知っている方が判断できる場合には、「迷ったらAランク（最優先で個別避難計画を作成）」というように、優先度の基準づくりや優先度の判断に力や時間を注がずに、具体的な個別避難計画の作成に取りかかることは有効。
- 優先度の判断においても市町村と庁外の関係者で信頼関係を醸成した上で役割を決めることが効率的。
- 「迷ったらAランク（最優先で個別避難計画を作成）」。迷うくらいなのだから、やはり、何か状況（ハザードが厳しいとか、家族もいるけど家族もちょっと危ない等）がある。基準は作成するが、弾力的に運用すること。
- 都道府県社会福祉協議会など、庁内・庁外の関係者の取組や事業に連携する手法も有効。
- 作成した個別避難計画を災害時のためだけでなく、平時の見守りに活用するのは有効。
- 平時の見守りに活用できたのは、庁内・庁外の福祉の関係者の参画を得られたことによるもの。福祉の関係者の参画を得ることは重要。
- 平時の見守りに活用できることは、個別避難計画に取り組むことが地域共生社会づくりにつながることを示している。
- 災害福祉カンタンマップの活用は参考になる。

長野市の「優先度」の取組（まとめ）③

Q & A (チャット等)

Q. 優先度について、どのような作業をされていますか。

A. 避難行動要支援者名簿を提供している住民主体の自治組織である住民自治協議会、自主防災組織、民生委員が、優先度に基づきA～Cの3段階に区分。
避難行動要支援者本人や家族との一定の関係性のある住民自治協議会、自主防災組織、民生委員が、平素からの関係により蓄積された経験に基づき「感覚で」区分。

Q. 長野県社会福祉協議会との連携についてお聞きします。どういう役割をされているのか、また、どのようなことを期待されていますか。

A. 長野県社会福祉協議会には、福祉事業所との連携の仲立ちを期待。
災害福祉カンタンマップの作成は、長野県社会福祉協議会にノウハウがあるので操作方法のインストラクションを担当。加えて、モデル地区に入っただき、優先度の区分等を地区の皆さんと共に考えるなどの支援もいただいている。
モデル事業では、地区や福祉事業所が、個別避難計画の作成に自立的に取り組むことに役立つものであるか検証している面がある。個別避難計画の作成の取組において、中心は、地区や福祉事業所を想定。

Q. 作成した事業者さんに、報酬等は支払っていますか。

A. 今のところは、0円。令和4年度は、7,000円で予算要求している。

長野県社会福祉協議会が実証試験中の災害福祉カンタンマップに避難行動要支援者に関する情報を登録する際、手入力をしている状況に関する経緯等を整理。

経緯等

- 長野県社会福祉協議会は、独自の取組である災害福祉カンタンマップの実証試験の一環として、長野市の柳原地区において、地区の同意を得た上で、災害福祉カンタンマップに避難行動要支援者に相当する者の情報を登録する取組を進めており、令和2年度版の名簿掲載者については、大半の要支援者情報の登録が済んでいた。
- 県社協は、長野市が取り組むモデル事業とは別に、令和3年度も引き続き県社協独自の取組として、柳原地区の同意を得た上で、避難行動要支援者に相当する者の災害福祉カンタンマップへの登録を進める予定であった。
- 災害福祉カンタンマップの取組自体は県社協の独自のものであり、市は災害福祉カンタンマップの実効性を検証することについての検討は、令和2年度時点では行なっていなかったが、令和3年度、内閣府モデル事業が実施されることを受け、当該モデル事業を利用して、委託契約により災害福祉カンタンマップと個別避難計画作成の連携について実証実験を行なうこととした。
- モデル事業における災害福祉カンタンマップへの要支援者情報の登録については、県社協と市が事前協議し、県社協が令和2年度に行っていた手法と同様に、県社協が地区の同意のもと避難行動要支援者に相当する者の情報を地区から直接入手して、災害福祉カンタンマップへの登録は手入力により行い、市から県社協へ名簿情報の提供は行なわないことを確認・合意した上で、委託契約している。

2021年

実証実験
の目指す
もの



災害福祉
カンタン
マップ°
Leave
no one
behind

長野県社会福祉協議会

長野県社会福祉協議会 災福マップ実証実験本部	住所 長野市中御所98-1 電話 026-226-1882
○管理責任者 ○ワークショップ指導 ○管理運用担当	長峰 夏樹 (まちづくりボランティアセンター) 橋本 昌之 (〃) 徳永 雄大 (〃) 原 和洋 (県交流派遣職員)

アドバイザー	団体名	職氏名	所在地
	サイボウズ株式会社	柴田 哲史 (グローバル開発本部デザイン グループマネージャー)	東京都中央区日本橋
	あっと クリエーション 株式会社	黒木 紀男 (代表取締役)	大阪市北区曽根崎新地
	特定非営利活動法人 さくらネット	石井 布紀了 (代表理事)	兵庫県西宮市末広町

台風19号 支え合いマップは有効、福祉と連携も必要

近隣住民等による避難支援

支え合い
マップ等

住民と福祉
連携も必要

福祉専門職による避難支援

① 佐久穂町

消防団がマップで要支援者情報を共有しておいたことが避難者支援に有効だった。

② 佐久市

公民館に支え合いマップを張り出して避難行動に活用。

③ 長野市長沼地区

民生委員、自治会役員等が要支援者名簿で避難を呼びかけ。

④ 長野市豊野地区

職員の携帯に、障がい者グループホームの元利用者からSOS電話、アパートから救出。

◆ 介護度の重い方数名がたまたま、自宅にいなかった。
(お祭りのため、家族がショートに入っていた)

★ 過去には「私が先に逃げてよかったのか？」
…民生委員等が過度な責任を感じて悩む例も...

作成率100%を目指して

支え合い
マップ

県内 3,649地区
作成済 2,531地区
(69.4%)

マップの準備が大変
作っても更新が必要



- 住宅地図を貼り合わせ
- 災害時要援護者情報（同意あり）をプロット
- ハザード情報を入手、塗る
- 避難所等の情報入手、記入

個別避難
計画

全対象者作成済 11
一部対象者作成済 21
未作成 45

市町村

福祉・介護事業所の
取組み支援が必要



連携や
情報共有の
仕組みが
必要

- ① 非常災害対策計画
BCP、BCMづくり
- ② 避難確保計画づくり
- ③ 個別避難計画づくり

- 実効性のある計画づくりのノウハウ不足
- 地域住民との役割分担が必要
- 事業所間の連携が必要

災害福祉カンタンマップ実証実験（概要）

1 概 要

クラウドデータベースシステム「キントーン」を活用した「災害福祉カンタンマップ」を開発して、平時や災害時の災害時要配慮者支援での活用方法を検討する。

2 目 的

- ① 社会福祉法人等が、自らの在宅福祉サービス利用者（Aランク者）を支援するため、このツールを活用して優先度の高い方の「個別避難計画」を作成する。
- ② また、サービス利用者（B Cランク者）を支援するため、当該地区に災害時支え合いマップづくりを働きかける。
- ③ ①、②に作成した情報を「災福マップ」により、当該市町村に吸い上げる仕組みを提案する。

3 事業期間

練習アプリ	令和3年1月	3月
本運用アプリ	令和3年4月～12月	

災害福祉カンタンマップ実証実験 (メンバー)

提供
アプリ

- ・(福)長野県社協福祉協議会
- ・あっとクリエーション(株) (大阪市)
- ・(特活)さくらネット (西宮市)

基本
システム

- ・サイボウズ(株)
(災害支援プロジェクト)

1 類

在宅福祉サービス利用者を支援したい

1-①

佐久市社協 / (医法)健救会
 南箕輪村社協 / 喬木村社協会
 豊丘村社協 / 塩尻市社協
 大町市社協
 (福)湖会 松代福祉寮

1-②【長野市北部モデル地区】

長野市社協 / (福)長野市社事協
 (福)光仁会富竹の里
 (福)賛育会
 (福)ハーモニー福祉会

2 類

住民や会員の支援のために

長野市手をつなぐ育
成会

長野市内の住民自治
組織 いご

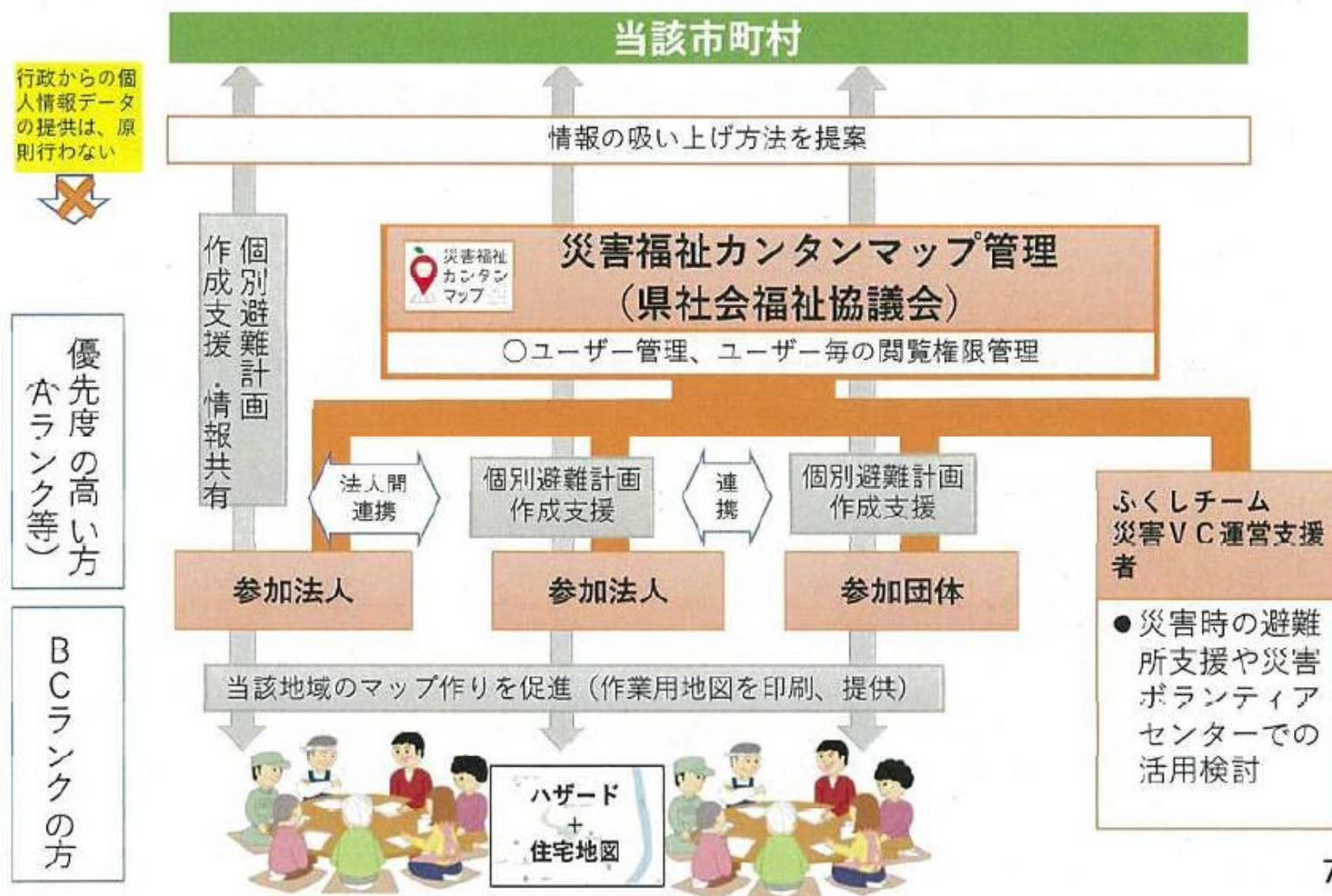
松本市内の住民自治
組織

3 類

町村社協 (災害時要配慮者支援業務受託)

御代田町社協
 小海町社協
 大桑村社協
 阿南町社協
 (福)菅垣会 / 下条村包括センター
 生坂村社協
 池田町社協
 飯綱町社協

災害福祉カンタンマップ実証実験（運用管理図）



災福マップの特徴① 優秀なデジタルマップ

優秀なデジタル
マップ

「ABCランク
分け」の提案

セキュリティと
閲覧権限管理

①ハザード
レイヤー表示

②データバ
ースと連携

○個別避難
計画作成
支援

土石流
警戒区域

④印刷機能



表示分類

分類とラベル表示 矢印線表示

分類属性: ABC * 追加 適用

マ
ー
ク
色

部分一致の文字列

上へ

●

C

3人

下へ

●

B

2人

削除

●

A

1人

③ABC、
集計表示
(当該地区
のみ表示)

● ● ● が災害時要配慮者の自宅（サンプルのため拡大表示）
● ● ● 区分は、避難に支援が必要な度合い（目安）を示し、福祉関係
者が関わって、事前に色分けしておきます。

災福マップの特徴② A B Cランク分けの提案

災害時の自助・共助・公助と住民支え合いマップ

避難に支援が必要な 度合い（目安）		地域の災害リスク				
		高	⇔	中	⇔	低
A	・専門的な支援が 必要な方 ・入院や施設入所 を検討	【公助中心】 ○専門職が対応しないと 避難誘導が困難なケース。 ○住民だけでの対応が困難。			最優先	
B	・一般避難所での 生活が困難 ・福祉避難所の 利用を検討	【自助、共助中心】 ○地域の支え合いで対応し ていくことが必要。 ○マップが有効になる。			○優先度は低い が、マップ を作成し、備 えていくこと が大切	
C	・一般支援や守り で生活可能 ・一般避難所、 在宅での生活を 検討					

石井布紀子氏の指導で本会が作成

災福マップの特徴③-1 セキュリティと閲覧権限管理

サイボウズセキュリティ対策



不正アクセス対策

ログイン画面に、第三者がアクセスできないようにします。



不正ログイン対策

第三者が不正にログインできないような設定が可能です。



脆弱性対策

脆弱性を突いた攻撃を防ぐための体制を作り上げています。



データ消失対策

何重もの対策で、データ保護を最優先に運用しています。



災害対策

災害時でも、サービスを使い続けることが可能です。



障害検知・復旧対策

ハード障害時でも、できる限り早く復旧できる環境・体制作りを行っています。



ヒューマンエラー対策

人による不注意やプログラムの設定漏れなど、ミスが発生しにくい体制で運用を行っています。

詳しくは、サイボウズセキュリティページをご覧ください。

<https://kintone.cybozu.co.jp/security/>

災福マップの特徴③-2 セキュリティと閲覧権限管理

市町村

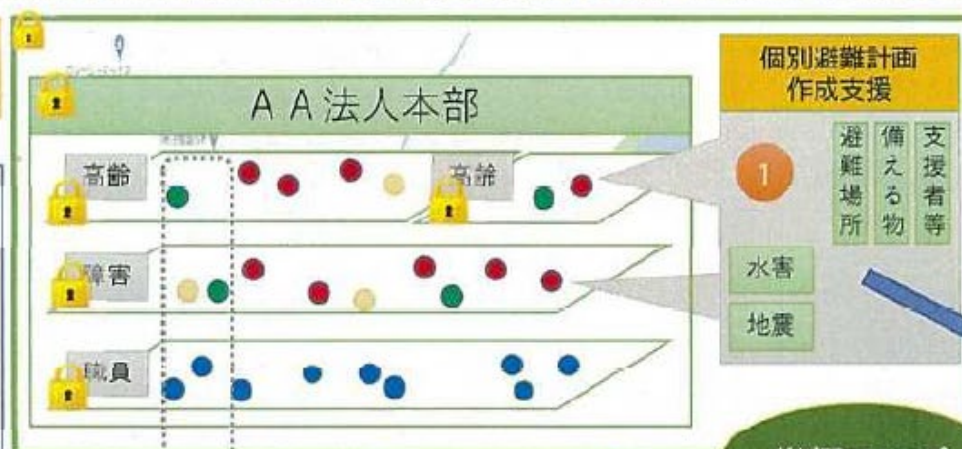
災害時要配慮者名簿情報



- 防災計画、避難所の指定状況と調整
- 避難所担当者と共有（体育課、教委等）
- 民間データ活用の仕組みの検討

民間の取組

- 在宅福祉サービス利用者のABCマップづくり
- 個別避難計画づくり



- 3
- 避難所の指定等を調整、要望

事業所間で共有

2

区分	避難先リスト
ショート	〇〇デイサービス
ショート	△△ホーム
福祉避難所	〇〇福祉センター
福祉避難所	△△就労支援事業所
一般避難所	〇〇小学校
一般避難所	〇〇公民館

災福マップ



4

地域のマップ印刷

- BCランクは、地域住民や障害当事者団体と連携
- マップに印刷して自治会長等に相談



災福マップの特徴③-3 個人情報の取り扱い

実証実験に伴い、事業所からサービス利用者に同意を得る内容（案）

区 分	個人情報	要配慮個人情報	その他情報
項目例	・名前、住所、ABCランク情報、同居家族の有無	・病歴、障害の状況、犯罪歴等	・ハザード、指定避難所、福祉避難所、福祉施設等
情報共有の範囲	・当該事業所職員 ・支援関係機関（行政、警察、福祉等） ・区長、民生委員 ・実証実験管理者	・当該事業所職員 ・実証実験管理者	（紙に印刷） ・地域の災害時支え合いマップづくり ・学校の防災授業 ・公民館や企業などの防災学習等
災福マップの使用権限（平時）	・当該事業所（公用パソコン、タブレット、スマホ） ・当該市町村 ・実証実験管理者	・当該事業所指定パソコン ・実証実験管理者	
災害時の使用権限	（追加検討） ・地区役員、民生委員 ・支援関係者（災害ボランティア、避難所等）	（追加検討） ・支援関係者（災害ボランティア、避難所等）	

【参 考】 実証実験の実施項目（基本項目）

①	○ A B Cアプリの活用 ・ 在宅福祉サービス利用者情報を整理、カンタンマップに入力する。地域の災害リスクや事業所・利用者が抱える災害リスクについて職員・法人間で情報を共有する。職員研修や避難訓練等に随時活用する。
①	○ Aランク者に関する、個別避難(支援)計画づくり ・ 指定避難所情報や未指定であるが避難先として希望があった施設をカンタンマップで共有 ・ 必要に応じて法人間での協議、連携を行う。 ・ 避難困難度が高い者については、市町村や医療・保健関係機関との連携を図り、効果的な計画立案を試みる
②	○ B Cランク者支援のための地域住民への働きかけ ・ 事業所からは、地域での災害時住民支え合いマップなどによる支援の仕組みづくりを促進するため、利用者居住地域の役員等に白地図（※）をもって取り組みを依頼。 ・ 住民自治組織においては、災害時住民支え合いマップづくりワークショップの実施
③	○ 「災福マップ」を活用した図上・避難・安否確認訓練等実施 ・ 防災×福祉×地域連携の視点から、災福マップの取組成果を活用する図上訓練等を実施 ・ 安否確認・避難訓練に「災福マップ」活用
④	○ 作成した個別避難(支援)計画等について、当該市町村への情報提供・情報共有化を試行 ・ 市町村へパソコン等を貸与して随時情報を提供する。 ・ 行政から災害時要配慮者名簿の活用事業を受託している場合などにおける「災福マップ」の活用ルールづくり
⑤	○ 「災福マップ」活用によるBCP策定検討 ・ 豪雨土砂災害における事前避難行動や、災害発生後の事業所・法人としての初動対応などの場面を主として、災害対応のさまざまな場面に「災福マップ」を活用する前提でB C P(事業継続計画)策定を試みる ・ 事業所や法人が抱える災害リスクは年々変化するため、「災福マップ」の継続的効果的な活用方法を検討する

【参 考】 実証実験の実施項目（その他項目）

⑥	○「災福マップ」の避難所支援での活用 発災時の避難所等における要配慮者支援のための支援記録管理ツール開発及び活用ルールづくりを実施
⑦	○「災害マップ」の災害ボランティアセンターでの活用 災害ボランティアセンターにおけるボランティアニーズ管理ツール開発及び活用ルールづくりを実施
⑧	○モデル地区の取組み 長野市北部地域では、社会福祉法人による連絡会と連携して複数法人による取り組みを行い、法人間の情報共有や連携促進、災害時の緊急入所先の確保等、市町村や関係者も含めた協議に取り組む

(2)「避難支援等実施者」に関する取組事例①

愛知県犬山市

愛知県犬山市における個別避難計画の作成への取組

災害時に避難できる犬山へ ～実効性のある支援をめざして～

「避難支援等実施者を確保する取組について」

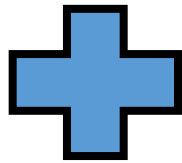
令和3年9月9日

愛知県犬山市健康福祉部	福祉課
	高齢者支援課
	健康推進課
市民部	防災交通課

犬山市の避難支援等実施者を確保する取り組み①

○避難支援者向けのチラシの作成

避難行動要支援者
登録者名簿への登録



個別避難支援計画
の作成



前制度では「避難支援者」不在の個別避難支援計画があることに地域から「それでいいものなのか？」という意見が多くあがっていました。

そこで、制度移行時に日頃から関わりのある隣近所の人たちを避難支援者と想定して、「避難支援者の皆さまへ」（参考資料参照）を用いて制度を理解してもらい、避難支援者になってもらうようお願いしています。

犬山市の避難支援等実施者を確保する取り組み①

【課題】

「避難支援者とは、具体的に何をすればいいのかわからない。」、「不安だ。」、「自分（避難支援者）が不在の場合どうしたらいいか。」などの声があがる。

【解決策（モデル事業で取り組む内容）】

- 避難支援者等の避難支援に活用できるガイドブックの作成
→情報収集中です。
たたき台作成後、ワーキングチーム（※）などから意見をもらい完成へ

※ワーキングチーム
個別避難計画の見直しのために福祉専門職等で
構成したチーム
○チーム構成員
ケアマネジャー、相談支援専門員、ヘルパー、
訪問看護職員（看護師）、社協職員



犬山市の避難支援等実施者を確保する取組み①

【解決策（モデル事業で取り組む内容）】

●支援者向け研修会の開催

→防災関係講座の講師を務めた実績のある団体に依頼をして開催予定

＜内容＞

個別避難計画を用いた避難訓練実施後に出た課題を盛り込んだもの



犬山市の避難支援等実施者を確保する取り組み②

○避難支援者とのマッチング



地域とのつながりが薄く（もしくはなく）、避難支援者をお願いする人がみつからない要支援者には、必要な避難支援（情報伝達や声かけ、実際の避難にかかる介助など）を確認するとともに、民生委員への情報提供に同意を得たうえで、避難支援者になりうる地域住民とのマッチングをお願いしました。

犬山市の避難支援等実施者を確保する取り組み②

【課題】

多忙な民生委員への依頼方法、取り組みの主旨などをどのように理解してもらうか。

【解決（につなげるための）策】

- ほかの業務と同じタイミングでお願いした。
- 民生委員活動の1つとしての「お願い（必ずマッチングするように依頼するわけではない）」
→マッチング「できるかも」情報も大事な情報！

※民生委員本人が避難支援者になるようなお願いはしていません

民生委員と日頃から関係を持った職員で各地区定例会でお願いしました。
また、市（当時は福祉課及び高齢者支援課）も一緒になって動いていくことも伝えることも重要と考えて説明しました。



犬山市の「避難支援等実施者」に関する取組（まとめ）

犬山市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 民生委員から避難支援者となりうる地域住民の情報を提供いただき、避難行動要支援者とマッチングする手法により、14件のうち5件でマッチングが成立。
- 引き続き民生委員と情報共有できる関係を築き、この取組の実効性の向上を図る。

有識者のコメント

- 民生委員と犬山市のこれまでの関係性の基盤の上で、民生委員の状況にも配慮しつつ、避難行動要支援者と避難支援等実施者のマッチングを依頼しているところがよい点。
- チラシの配布など、担い手の掘り起こしをするアプローチは大事。
- 避難行動要支援者のことを良く知っているケアマネジャーや相談支援専門員が、避難行動要支援者と避難支援等実施者がマッチングにも関わることは、避難行動要支援者の信頼を得られやすく、また、避難支援に当たって必要な情報を伝えられ支援者の確保につながることが期待される。
- 福祉専門職は、必ずしも地域の避難支援候補者に通じていないため、自主防災組織、町内会、自治会等とつなぐインクルージョンマネジャーを置くことにより、効果的な取組が可能となる。
- 犬山市のワーキングチームでガイドブックを作成することを手始めに、福祉専門職が個別避難計画作成の要になる職種の一つであることの周知と認識の共有が重要。

Q & A（チャット等）

Q. 民生委員が避難行動要支援者と避難支援等実施者のマッチングを支援することに対して反発はありますか。	A. これまでも民生委員は避難支援等関係者として名簿情報の提供を受けていたことや、民生委員の状況に配慮して、可能な範囲での協力の依頼であったことから抵抗なく協力いただいた。なお、避難支援等という役割が重いものと受け止められ、成立は36%程度にとどまっている。
Q. 福祉専門職の参画は、どのような状況ですか。	A. 個別にはケアマネジャーや、相談支援専門員等の福祉専門職が個別避難計画の作成に参画している例はあるが、福祉専門職が必ず参画する仕組みにはなっていない。

(2)「避難支援等実施者」に関する取組事例②

熊本県益城町

熊本県益城町 「避難支援等実施者」に関する取り組み

令和3年9月9日（木）

内閣府モデル事業 第三回ノウハウ共有ミーティング

益城町 福祉課 主査 西野 達朗

※背景の四賢婦人についてはこちらをどうぞ





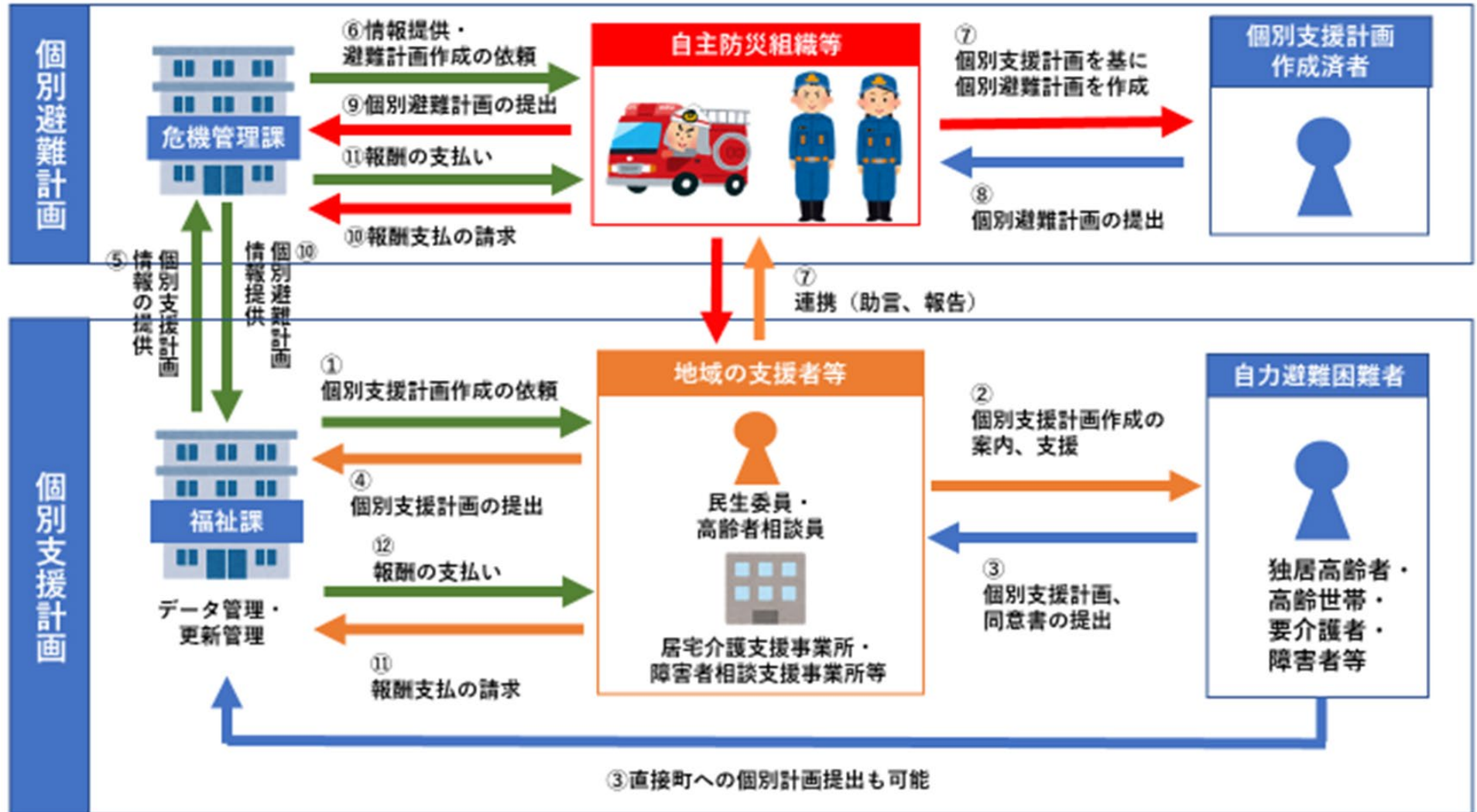
1. 取り組みの経緯

益城町では平成23年頃個別避難計画の作成を実施しているが、作成後の更新作業等行われず、平成28年熊本地震の際も活用できない状況であった。また見直しに着手するも以下の課題があった。

担当2課が考えていた課題	福祉課	① 過去の避難計画では、個別避難計画作成者＝避難支援等関係者になるケースが多く、一部の者（民生委員等）に大きな負担がかかっている。民生委員にこれ以上の負担をかける依頼はできない。 ② 災害時の避難支援は担当民生・児童委員等の個人では対応が困難。 ③ 自主防災組織や消防団等がどのような活動をしているか知らない。
	危機管理課	① 自主防災組織や消防団は、避難所支援や水路のポンプ操作等の業務があるため、災害時に避難支援をすることは困難。自主防災組織や消防団にこれ以上の負担をかける依頼はできない。 ② 自主防災組織や消防団は福祉的なことを知らないため、個別避難計画を作成することは困難。 ③ 民生委員等がどのような活動をしているか知らない。
	共通	① 町が避難支援を行うことは困難であり地域ごとに避難支援を行う必要がある。 ② 町が個別避難計画を作成するのではなく、地域で作成する必要がある。

担当課同士による課題のすり合わせの結果、**各地域の避難等支援関係者に個別避難計画の業務を分担して依頼**することになった。

2. 個別避難計画の作成への取組の体制について



3. 期待できる効果

**効果1 特定人物への負担集中を防ぐ**

民生・児童委員等は要援護者の把握と個人情報取り扱い同意の取得を担当し、自主防災組織や消防団等が具体的な避難計画の作成や実際の避難支援を担当する。

- 役割分担を行うことで**個人に負担が集中することを防ぐ**と共に、**地域で連携して避難支援ができる**体制構築を目指す。
- 原則として自主防災組織が避難支援等関係者になるため、**避難支援等関係者が確保できない事態が生じない**。

効果2 災害発生時の迅速な避難支援が可能

実際に避難支援を行う避難支援者等が個別避難計画作成を担当することで、**平時から要援護者の状況把握が可能**になる。

- 要援護者の自宅の場所や状況を平時から把握することで、災害時に迅速な避難支援が可能になる。
- 年一回の更新作業を行うことで、自主防災組織等の担当者が変わっても状況把握できる体制を構築。

4. モデル事業実施後の課題



課題1 自主防災組織がない地域の個別避難計画の作成をどのように進めるか。

町内には自主防災組織がない地域が存在するため、自主防災組織の立ち上げ支援や、自主防災組織の代位が可能となる組織（自治会やまちづくり協議会等）への依頼を検討する必要がある。

課題2 地域の支援者等の連携をどのように進めるか。

モデル地域においては、自主防災組織、消防団、民生委員、自治会等多くの組織がそれぞれの判断で避難支援等を行っていた実体が見えてきた。

- 地域ごとに最低年に一回程度話し合いの場を持つことが理想。
- 初回の話し合いは役場が設定することも可能だが、毎年、全地域となると困難。

課題3 個別避難計画データベース管理の課題

個別避難計画の様式の変更依頼（地図情報や家の間取り図の掲載依頼等）が地域から上がってきているが、現在のシステムでは都度の変更に対応できず、システム改修には費用が発生する。

- 避難行動要支援者名簿は住基システムと連動したシステムで管理し、個別避難計画はエクセルで管理しており、管理に二重の手間がかかっている状況。

5. 今後の取り組み



【今後の予定】

1 1 月頃	モデル地域での個別避難計画作成完了
1 2 月頃	具体的な避難支援等の方法についてモデル地域で協議
3 月まで	個別避難計画を活用した避難訓練を実施

- 特に1 2 月に予定している **モデル地位での協議が最重要** であると考えており、ここでモデル地域での「災害発生時の役割分担」について検討する。また、検討した結果に基づき、避難訓練を行い、効果を測定する。
- 令和4年度からはモデル地域だけでなく全地域で個別避難計画の作成を推進していく予定であり、地域支援者にも行政にも、**「負担のかからない個別避難計画の作成」** を目標として事業改善を実施する。

益城町の「避難支援等実施者」に関する取組（まとめ）

益城町担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 個別避難計画作成の取組を推進するには、行政・地域のいずれについても、信頼関係を醸成した上で役割を持ち、可能な限り負担を分散して小さくし、継続できる体制を作ることが最も重要。
- 以前の益城町のように、気合いを入れて計画を作ったのはいいが、作っただけで放置されることがないように、過去の反省を生かして取り組んでいる。
- 個別避難計画のデジタルシステムは、作成や更新の省力化に有効。

有識者のコメント

- 防災部局と福祉部局の間で考えに差はあったが、地域で主体的に取り組んでいただくという共通点を見出せたことが事業を動かせたポイント。
- 民生委員と自主防災組織が、互いに得意な点を持ち寄ることにより、個別避難計画を作成する上手な解決方法。
- 個別避難計画の作成に取り組むことが、負担である（＝コストが生じる）ことは事実。個別避難計画の作成は、前例踏襲・縦割りでは対応できないが、変えるには、コストがかかる。一方、高齢の方や障害のある方が、災害時に命を奪われるという現実がある。変わらない（＝個別避難計画作成に取り組まない）ことが、市町村にとっての潜在的なリスクを高くすることに留意が必要。関係者や支援者が切迫性に関して認識を共有し、必要性に関する共通理解を持つことが重要。

Q & A (チャット等)

Q. 個別避難計画の作成に参画する「自主防災組織」、「消防団」、「民生委員」、「介護支援専門員」に対する支払いはありますか。	A. 自主防災組織、民生委員である住民、介護支援専門員に、1件あたり3,000円を支払っている。
Q. 自主防災組織で、最終的に個人的な支援者を決めますか。	A. 避難支援等実施者を個人に特定した場合、災害時に不在のことも想定される。また、自主防災組織内で交代があり、円滑に引継がれない場合も想定される。これらのことから、個人を特定せず、組織で避難支援を実施することを想定。

(3)「地域連携」に関する取組事例①

茨城県つくばみらい市

茨城県つくばみらい市 地域連携の取組について

令和3年9月9日

茨城県つくばみらい市 保健福祉部社会福祉課・総務部防災課

1. 取組の背景①：関東東北豪雨（2015年9月）

常総市三坂町地先で、鬼怒川の堤防が決壊（10日12時50分）

・つくばみらい市：鬼怒川沿川の地区に避難勧告等を発令（10日10時55分）

→207人が避難

・常 総 市：避難者の受入要請（10日13時50分）

→604人が避難

【課題】

- ・一般の避難者・要配慮者等が、一斉につくばみらい市に移送されたため、振分けが困難であった。
- ・市災害対策本部を通さず、ケアマネジャー等が介護施設に移送した事例があり、避難者の管理が徹底されていなかった。
- ・通信回線が遮断されたことにより、両市の情報共有がうまく図れていなかった。

1. 取組の背景②：令和元年東日本台風(2019年10月)

つくばみらい市では台風の通過に伴い、以下の対応を行った。

- ・12日午前9時00分 市災害対策本部 設置
- ・12日午後1時00分 「避難準備・高齢者等避難開始」を市全域に発令
避難所を開設(14箇所) ※当時の避難者数:1,066人

12日夕方頃から、市災害対策本部に避難行動要支援者から、以下の問い合わせが多数寄せられた。

- ・移動手段がないから避難できない
- ・近所の人に頼めないから市で迎えに来てほしい など

【課題】

- ・避難行動要支援者の避難タイミング及び避難手段などの体制が構築できていなかった。
- ・個別計画を作成していても、支援者が役割を果たせない。
→車を持たない高齢者や要支援者同士が、支援者となっていた事例があった。

2. 参画にあたり検討する内容①

(1) 避難行動要支援者の支援体制を構築

①「個々の避難」から「地域での避難」に地域の意識を変える。

- 災害時に、地域で避難行動要支援者の支援をすることで、逃げ遅れゼロに向け地域コミュニティの強化を図る。
- 自主防災組織の結成を推進する。

②避難行動要支援者と支援者(自治会・自主防災組織)のマッチング

- 自主防災組織に、避難行動要支援者の支援する協力者を募る。
自主防災組織の班体制等を活用し、避難行動要支援者のマッチングを行う。

③地域で支援するためのタイムライン(コミュニティタイムライン)の作成

- 避難行動要支援者と支援者の共通のタイムラインを作成する。

2. 参画するにあたり検討する内容②

(2) 大規模河川氾濫による広域避難に向けて

① 常総市からの避難行動要支援者を円滑に受入れる体制の構築

- i. 避難情報の発令タイミングなどの情報を共有化
- ii. 受入れする避難所情報を共有化
- iii. 避難所運営する職員同士の連携
- iv. 避難者情報の共有化

② 合同での避難訓練の実施

- i. 個別避難計画に沿った、広域避難訓練により課題を抽出
- ii. 両市の連絡体制の確認

3. 地域連携の取組をする上での課題

(1) 避難行動要支援者の支援者の選定

地域の高齢化や若手の減少から支援者のなり手が不足する。

→移動手段を持たない支援者が増える懸念あり。

(2) 自主防災組織がない地域への支援方法

つくばみらい市の自主防災組織の結成率が低いが、防災意識の高い自治会が多い。

しかし、リーダーとなる人物がいなかったため、自主防災組織結成に結びつかない。

組織がなくても、避難行動要支援者を地域で守る体制づくりが必要。

(3) 地域コミュニティにおける共助の促進

旧集落ではコミュニティ形成が図れているが、振興住宅ではコミュニティ形成が希薄。

4. 地域の係わり方(モデル地区:西ノ台地区)

(1) 西ノ台地区の取組み

- ・以前より、地区防災訓練等の活動をしており、平成30年9月に自主防災組織を結成。
- ・訓練では、地震を想定し、地区住民の安否状況を確認するための「防災旗」を導入し、震度6弱以上を観測した場合、門に掲げる。
- ・関東東北豪雨では、西ノ台地区の一部が浸水し、西ノ台地区の集会施設を避難所として、独自運営している。



(2) 地域との係わり方

当該地区は、長年、防災への取組みなどにより、強固なコミュニティが形成されている。また、高齢者が多いことから、少し離れた市避難所よりも、地区集会施設を避難所として活用するといった住民に配慮した対策を行っている。

このモデル事業では風水害を想定しているが、地震災害でも活用できないかと意欲をもたれている。

5. 今後の予定

(1) 10月3日(日)予定: リーダー研修会

対 象: つくばみらい市西ノ台地区及び常総市橋本・森下地区の自主防災組織

目 的: 逃げ遅れゼロに向けて、「個々の避難」から「地域での避難」に意識改革
避難行動要支援者への支援体制の必要性

地域で支援するためのタイムライン(コミュニティタイムライン)

※ 常総市、筑波大学と合同開催

(2) 12月～1月頃予定: ワークショップ

対 象: つくばみらい市西ノ台地区

目 的: 避難行動要支援者と支援者(自治会・自主防災組織)をマッチング
コミュニティタイムラインの作成

※ 筑波大学と共同開催

つくばみらい市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 地区の支援者と避難行動要支援者のマッチングの進め方に難しさがあり、今後の課題。現在、支援者と要支援者の人数の比率はどの程度になるか抽出中。今後、マッチングの手順、段取りなど具体的な進め方を、具体化していきたい。
- 2015年9月の関東東北豪雨において、常総市からの避難者の受け入れに当たっては、常総市からの避難者の名簿の提供は、災害対応による庁内の事務の錯綜等もあり、できなかったと聞いている。避難所の受付の段階で初めて避難者の属性などの情報を把握した。つくばみらい市と常総市、両市の住民に同居いただいた状況で避難所を運営した。災害時に避難元から完全な情報の提供をいただくことや、広域避難者の正確な状況を完全に把握することは困難であったと聞いている。

つくばみらい市の「地域連携」の取組（まとめ）②

有識者のコメント

○ 地域に連携を呼びかけるステップ【Step5】は、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を具体的に作成する段階で重要な点であり、「気付いたら、支えてくれる人がいなかった」とならないよう、進めていく中での課題に対して丁寧に取り組むことが必要。

○ 広域避難の訓練を検討されてる。地域と関係性がない広域避難による避難者を受け入れるのは、難しい問題だと再認識。

○ 自らの市町村内が広範囲で浸水想定区域になる場合、広域避難が現実的な対応策となるところもあり、重要な取組である。

個別避難計画作成のより詳しい段取りイメージ（例）

・作成の優先度が高いと判断⇒「市町村が支援し個別避難計画を作成」する場合
・避難行動要支援者名簿の外部提供に同意している又は条例に特別の定めがある場合

作成の優先度が高いと判断⇒市町村が支援し個別避難計画を作成

【Step1】庁内外における推進体制の整備、個別避難計画の作成・活用方針の検討

推進体制については、以下のような者の参加が考えられる
（庁内：防災・消防等、福祉・保健・医療等 庁外：社協、福祉事業者、医療関係者等）

【Step2】計画作成の優先度に基づき対象地区・対象者を選定

・計画作成の優先度を検討する

① 地域におけるハザードの状況（洪水・津波・土砂災害等の危険度の想定）

- ・河川：浸水想定区域など（「浸水深が●m以上」や「建物倒壊が予想される」地域など自治体の状況・実情に照し設定）
- ・海岸・河川：津波災害特別警戒区域など
- ・傾斜地：土砂災害特別警戒区域など

② 対象者の心身の状況、情報取得や判断への支援が必要な程度

- ・重度の要介護や障がいのある者等、人工呼吸器使用者、自力での判断や避難が困難な者
- ③ 独居等の居住実態、社会的孤立の状況

【Step3】福祉や医療関係者等に個別避難計画の意義（目的、制度概要、作成の必要性等）や事例を説明

【Step4】避難支援者となる自主防災組織や地区住民に個別避難計画の意義や事例を説明

- ・関係者への説明が望ましい、また、研修を実施することもある
- ・個別避難計画は「避難支援等関係者に平時から／災害時にも提供できる」ことを説明する

【Step5】市町村における本人の基礎情報の収集、関係者との事前調整等

- ・避難行動要支援者名簿等に基づき必要な基礎情報を確認する
- ・避難支援等実施者の候補者に協力を打診する
- ・避難先候補施設の管理者等に避難の受入れが可能かどうか確認する

【Step6】市町村、本人・家族、福祉や医療関係者等による個別避難計画の作成

- ・市町村や都道府県等が保有する情報を基に、個別避難計画に必要な情報を記入する
- ・避難行動要支援者に制度の概要や記載事項等を説明し、計画作成に同意を確認する
- ・避難行動要支援者本人の意向を確認する：「避難先」や「避難支援等実施者」等について
- ・避難行動要支援者に個別避難計画情報の平常時の外部提供について同意を確認する※1
- ・避難行動要支援者に個別避難計画（素案）の訂正、追記等を依頼する（※1 条例に特別の定めがない場合）
- ・福祉や医療関係者等※2が当事者と避難についての対話、意見交換する（※2 自主防災組織や福祉専門職など関係者の参画が望ましい）
- ・関係者が一堂に会する地域調整会議を開催することが望ましい
- ・本人の心身の状況等によっては、本人宅で情報共有、調整を行うことも考えられる
- ・本人の意向を踏まえ、地域の関係者や施設管理者等と調整や検討を行う
- ・必要事項を記入した個別避難計画を本人に確認してもらう
- ・個別避難計画の作成完了

【Step7】作成したら終わりではなく実効性を確保する取組を実施

- ・避難支援等関係者に個別避難計画情報（避難支援等実施者・避難先等）を提供する
- ・避難支援等関係者への計画の提供、更新、本人の状況等に応じた訓練の実施等を継続的に実施
- ・自主防災組織や福祉専門職など関係者と連携した取組が期待される

上記のステップは先行自治体を参考に作成。今後のモデル事業を基に改訂の可能性あり

Q & A (チャット等)

Q. 消防団の役割は地域で意識されてますか。

A. 消防団は、現状、河川の巡視や避難所の開設・運営などで人手不足が深刻なため、避難行動要支援者に対する避難支援等へのサポートはお願いしないことになっている。一方、消防団には避難誘導という役割もあるので、今後、可能な範囲での役割を決めることについて意見交換などを予定。

Q. 水害のお話がたくさん出てきましたが、地震など他のハザードについては、どのように考えていますか。

A. 地震は地域全体に影響するため、無視できない。モデル地区の西ノ台地区は特に地震を警戒している。今回、水害のタイムラインを作るが、地震に転用できないか御相談を受けている。避難行動の手順は、地震でも概ね相似と考えている。今後、水害と地震の避難行動の異同を精査し、地震への適用に関する検討を予定。

(3)「地域連携」に関する取組事例②

広島県広島市



地域と連携した個別避難計画の作成について

広島市危機管理室危機管理課

1 広島市の取組

平成 25 年



災害対策基本法改正(要支援者名簿の作成の義務付け)

- ・ 市町村への名簿作成の義務付け
- ・ 災害時の名簿情報の提供
- ・ 同意者情報の提供
- ・ 守秘義務

平成 28 年



災害に備えた避難支援に関する意向調査開始

同意者リストを作成し、翌年度以降、避難支援等関係者に順次提供

- 同意者リストの提供すら困難、個別避難計画については言及せず。

平成 30 年



平成30年7月豪雨災害

記録的な大雨に伴う土砂災害により人的・物的被害が多数発生

- 緊急的に個別避難計画を作成し、避難の実効性を確保する必要がある。

平成 31 年



行政による個別訪問 《 対象:レッドゾーン、かつ、家族の支援がない人 》

- 個別避難計画の作成主体は本人又は地域としていたが、地域の取組には限界がある。

防災部局と福祉部局（保健師）の職員により特例的に個別訪問を実施

令和 2 年



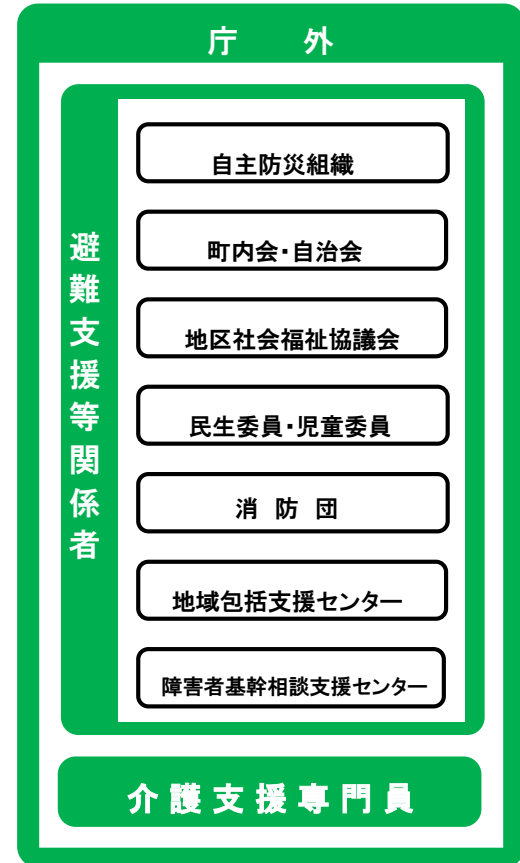
モデル学区を設定した地域主体の取組

行政による個別訪問で得たノウハウを地域に還元するため、「地域における避難支援の手引」を作成

市内全 8 区でモデル学区を設定して、重点的に個別避難計画を作成



1 体制



総

事業全体の総括

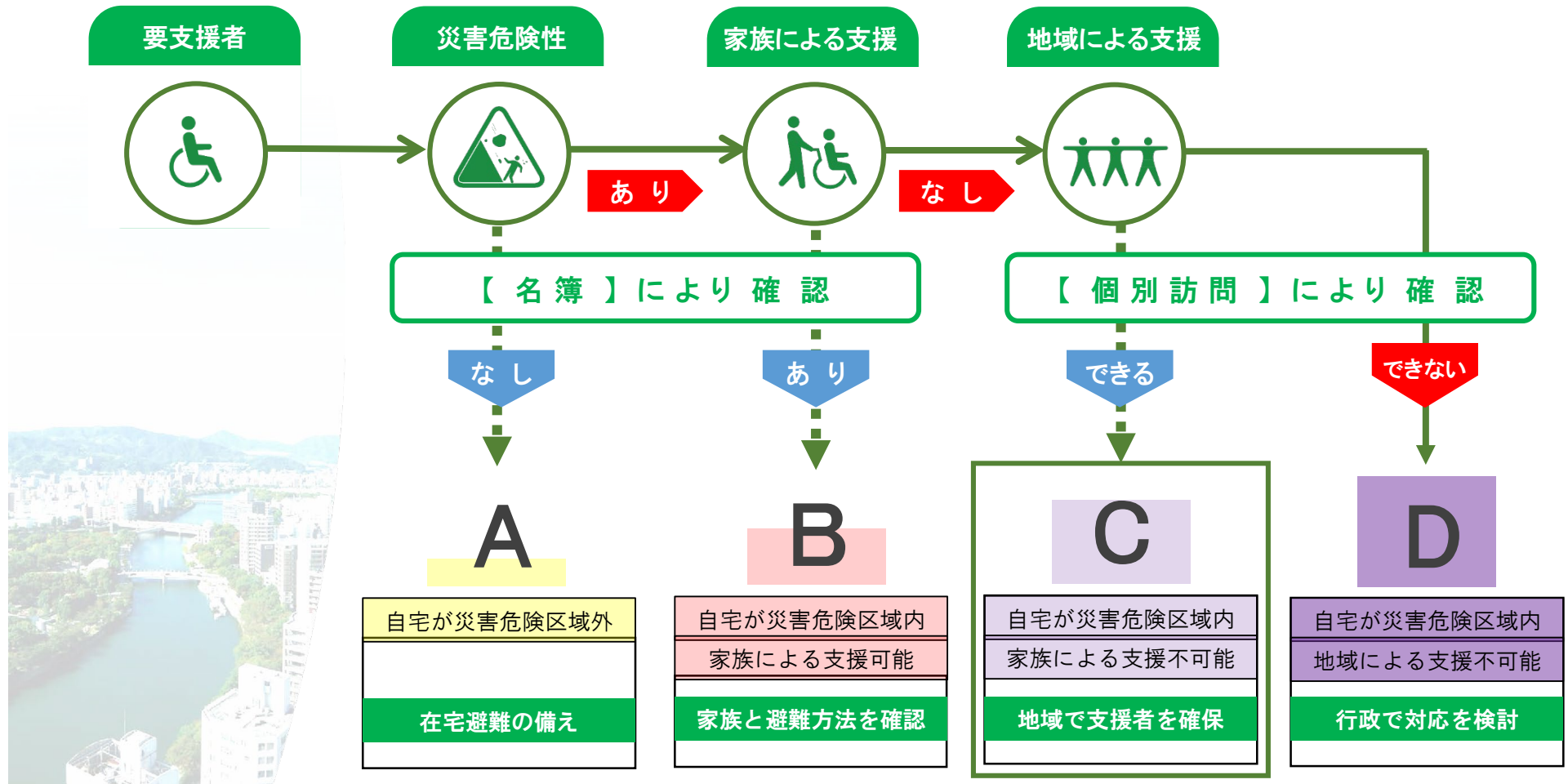
名

名簿作成所管課

人

常時人工呼吸器装着患者の個別避難計画作成

2 地域が取り組む対象者



3 具体的な取組の流れ と 『 地域の声 』



① 名簿の受取

- ・名簿の受取及び管理の徹底
- ・守秘義務の説明

地域の声

- ・名簿の精査ができていない
- ・人数が多すぎる



② 役割分担の検討

- ・関係者会議を開催し、各取組の主体となる団体を検討

地域の声

- ・町内会未加入者是对应しない
- ・各団体に求める役割を一律に示してほしい



③ 要支援者の状況把握

- ・個別訪問等の実施
- ・電話による聴き取り

地域の声

- ・日頃、関わりのない人からは不審がられる。
- ・本人が同意したことを覚えていない



④ 支援方法の検討

- ・個別訪問等を踏まえた支援方法の検討

地域の声

- ・支援できる範囲は限られる
- ・行政はどこまで求めるのか
- ・本人に避難の意向がない場合、どうすればよいか



⑤ 支援者の確保支援

- ・本人の意向を踏まえた支援者の確保支援

地域の声

- ・支援者が支援中に怪我した場合どうなるのか
- ・支援者として定められると精神的負担である



⑥ 個別避難計画の作成

- ・避難場所や避難支援者を個別避難計画に記載

地域の声

- ・電子データで作成できないか
- ・地域独自で作成した個別避難計画は認められないのか



⑦ 訓練の実施

- ・作成した計画に基づく避難訓練の実施

地域の声

- ・訓練参加を呼び掛けたが、返答がない
- ・そもそも本人の防災意識を高める必要があるのではないか



⑧ 災害時の避難支援

- ・作成した計画に基づく避難支援の実施

地域の声

- ・どの段階まで避難支援を行うのか
- ・要支援者を怪我させた時の保険はないのか

4 モデル学区を設定した取組

令和2年度に、地域が主体となり要支援者の避難に係る個別計画の作成が促進されるよう、避難支援等関係者間の連携を深め、地域における避難支援体制を確立することを目的として、市内全8区において、モデル学区を設定し、重点的に個別避難計画を作成する取組を実施した。

① 取組内容

各区において、モデル学区を1学区以上設定した上で、以下の取組を行い、モデル学区内に居住する要支援者の個別計画を作成。

- (1) 避難支援等関係者で構成する会議の設定等
- (2) 地域における個別訪問の支援（必要な情報提供、職員の同行）
- (3) 地域における個別避難計画の作成支援

② 取組結果

市内全8区で、当初の作成対象者342人の内、111人の個別避難計画を作成。

＜参考＞作成状況

作成対象者（当初）	342人
・作成済みの者	111人
・作成を拒否された者	6人
・事前調査等により対象から外れた者	139人

③ 好事例及び課題等

＜好事例＞

- ・同意者リスト（調査票）から確認できる事項については、あらかじめ個別計画を埋めておき、それ以外を重点的に聞き取るようにすることで、円滑にすすめることができた。
- ・ケアマネジャーや手話相談員に同行してもらうことで、要支援者の安心につながった。

＜課題＞

- ・各団体との関係性が構築されていない者への訪問時は、訪問者に対し取組対象者本人からの不信感があった。
- ・各団体への事前周知と協力依頼が不足しており、個別計画の存在を認知していない団体への説明に時間を要した。
- ・自主防災会に負担がかかりすぎている。

＜地域の意見＞

- ・個別計画を作成する背景を、しっかりと纏め、対象者自身のためになるのだということを伝え、協力をお願いすることが大切。
- ・個別計画の作成は、机上のものでしかなく実用性がないため意味がない。
- ・町内会に加入していない要支援者の避難支援を町内会長が同行し、町内会で関与しようとすることに抵抗がある。
- ・前提として要支援者を含む市民に対して、更なる防災知識の醸成が必要。そのうえでケアマネジャー等と連携して避難時の行動計画を作成するべきである。

ひとりひとりが災害を「我がこと」と思う意識



地域コミュニティの力で命を守る



広島市の「地域連携」の取組（まとめ）①

広島市担当者の資料記載以外の主な説明内容

- 平成30年度まで個別避難計画は、本人又は地域が作成した。平成30年7月豪雨災害において、土砂災害により多数の人的・物的被害を受けたことを踏まえ、平成31年度、防災部局の職員と福祉部局の保健師により特例的に個別訪問実施した。
- 令和2年度：市内全8区でモデル学区を設置し、個別避難計画を作成（111人）。
 - ・ 個別訪問では、ケアマネジャーや手話相談員に同行してもらい、要支援者の安心につながった。
 - ・ 平成31年度の取組を基に「地域における避難支援の手引」を作成
- 令和3年度：
 - ・ 対象者の選定 名簿により確認 → A 在宅避難の備え、B 家族と避難方法を確認
個別訪問により確認 → C 地域で支援者を確保、D 行政で対応を検討
 - ・ 地域における役割分担の検討に当たっては、自主防災組織、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員を集めた関係者会議を開催。各取組の主体となる団体を検討。その際、市で役割分担の例を紹介。
 - ・ C、Dの名簿及び手引きを地域に渡し、個別訪問を含む個別避難計画の作成を依頼。
- 障害区分で形式的に優先度を判断することはない。障害の等級は同じでも、避難行動要支援者ごとの状況は様々。令和3年度は、自主防災組織、町内会・自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員などが個別訪問し、地域で避難行動要支援者本人や家族による個別避難計画の作成等を支援、困難な場合は行政に相談。【P.106】
 - 〔※ 現実には、地域で避難行動要支援者ご本人や家族による個別避難計画の作成等を支援することが困難として、行政に相談する（【P106】の「D」に該当する）ケースは、例外的。この場合、当該避難行動要支援者を担当するケアマネジャーや病院等の関係者と対応を検討。避難が必要な場合に、早期入院により対応したケースもある。〕
- 避難行動要支援者の避難支援というと、移動の支援を想像される住民が多数。しかし、移動能力はあるが避難の判断ができない人もいる。また、避難情報を入手できず避難できない方もいる。支援の内容は避難行動要支援者ごとの状況に応じて異なることを地域の関係者や支援者に丁寧に伝えることが重要。避難支援等の内容を正しく理解していただくことは、支援者の確保にもつながると考えられる。

広島市の「地域連携」の取組（まとめ）②

- P.107スライド「具体的な取組の流れと『地域の声』」の取組事項「⑦訓練の実施」にある「作成した計画に基づく避難訓練の実施」については、現状では、強くはお願いしていない。今後、避難の実効性を確保する観点からも、段階的に取り組む予定。【P107】
- 個別避難計画の作成は、課題も多く一朝一夕に進むものではないと認識。地域の意見でもあったように、市民ひとりひとりが災害を『我がこと』と思う意識が全体としてあって、その上で地域コミュニティの力をお貸しいただき、その地域の住民全員、ひいては市民全員の命を守ることにつなげることが重要と考える。

有識者のコメント

- 個別避難計画の作成に取り組むことを通じて、市役所と地域、地域内、それぞれの連携が徐々に強められていくことを期待。
- 「地域における避難支援の手引」を作成し、市から名簿情報の提供を受けた場合に何をするのか、市の考えをしっかりと伝えることは、特に大都市部では、自主防災組織、町内会・自治会、地区社会福祉協議会などの協力を得て、効率的に個別避難計画の作成を進めることが必要になるため、こうした方法は参考になる。

広島市の「地域連携」の取組（まとめ）③

Q & A (チャット等)

Q. 名簿情報の外部提供に不同意の方が平成30年7月豪雨で逃げ遅れたという話がありました。今も同意を得られていない人がいらっしゃるのではないかと思います。そうした人にどのように対応されていますか。

A. 現状、情報の外部提供に不同意の方について、地域の方に何かをお願いすることはしていない。平成30年7月豪雨のような局所的な災害の場合、行政が、不同意の方の安否確認をしている。また、不同意の方については、定期的に意向調査を行い、不同意から同意へ変更できる機会を設けている。

Q. 広島市さんは、政令市ということで市民の数も多いですし、集合住宅に居住していて町内会に入っていない方などもいらっしゃると思います。そのような、町内会に入っていない方に対して地域でどのようにサポートされていますか。

A. 「町内会未加入者は、町内会として対応しない」というのは、どこの地区でも必ず出る言葉。それに対して、市としての明確な方針は示していない。避難支援等関係者を決めており、町内会が対応できない場合、例えば民生委員さんで対応していただくなど、別の団体をお願いしている。地域コミュニティが弱まっていることが、根本的な原因ではないかとはいつも言われるが、そこに対してのアプローチは、できていないのが現状。

Q. 消防団の役割は地域で意識されていますか。

A. 組織的な活動の一つとして、避難所が開設されたときに電話連絡をするといったことも検討してしており、今後、継続協議を予定。

Q. 土砂災害のお話がたくさん出てきましたが、地震など他のハザードについては、どのように考えていますか。

A. 個別避難計画の作成には段階的に取り組んでいる。H26、H30と、広島市は土砂災害の被害を受けた。まずは、土砂災害、そして洪水・高潮・津波など、事前避難が可能な災害に取り組み、作成したものが地震にも適用できるか検討し、必要な対応をとる予定。

地区防災計画との連携

- 地区防災計画の制度（概要）
- 【事例】避難行動要支援者名簿、個別計画、地区防災計画それぞれの連携のあり方（岡山県倉敷市）
- 【事例】自主防災組織を中心とした地区防災計画の作成（愛媛県松山市）
- 支援人材の育成の具体的な方策
- 地区防災計画と個別計画の整合性を図る具体的な方策
- 地区防災計画に関する内閣府の支援
- 地区防災計画の支援事例（内閣府モデル事業）
- 令和3年度地区防災計画作成モデル創出事業支援地区

地区防災計画の制度（概要）

- 地域の住民や事業者等が相互支援するための共助の防災計画。（平成26年4月1日施行）
- 住民や事業者等が地区防災計画の案を策定、市町村へ提案し、市町村が市町村地域防災計画の中に取り込み。

【作成数：R2.4.1時点】

地域防災計画に反映済み： 30都道府県 73市区町村 901地区

地区防災計画の策定に向けて活動中（※）： 46都道府県 236市区町村 4,170地区

※ 市区町村に提案済みだが地域防災計画には未反映分を含む。

作成プロセス

<各種防災計画の基本>

防災基本計画

地域防災計画

地域防災計画

地区防災計画

・地区防災計画(案)を作成し、提案

<地区防災計画の作成>

（災対法等42条第3項、42条の2）等

- 計画提案を踏まえ、市町村地域防災計画への取り込みの適否を判断。
- 取り込む判断をした場合、市町村地域防災計画に地区防災計画を規定。

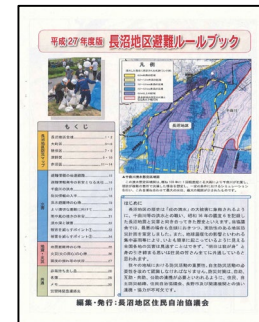
- 計画提案を踏まえ、市町村地域防災計画への取り込みの適否を判断
- 取り込む判断をした場合、市町村地域防災計画に地区防災計画を規定

地区防災計画の作成例

長沼地区（長野県長野市）【平成26年度地区防災計画モデル地区】

住民同士で声を掛け合い、早期避難を実現

- 長沼地区は過去に度々水害に見舞われており、住民が主体となって防災訓練や防災マップ作り、地区防災計画づくりにも取り組んでいた。
- 令和元年東日本台風の際は、地区内の各区長が集まり高齢者等の早期避難の誘導を決定し、地域ごとの名簿をもとに電話と訪問により避難の呼びかけを行った。
- 長沼地区では、**避難行動要支援者ごとに支援者を決めて個別に避難を誘導**した事例もあった。



「長沼地区避難ルールブック」（平成27年度）

届出避難所制度（倉敷市）

自主防災組織が市に申請。
市から備蓄物資の提供。



要配慮者マイタイムライン (個別避難計画)

[illegible]

地区防災計画

箭田地区まちづくり協議会、まび事業者連絡会
 （児童、障害、介護事業所の集まり）等による
 支えあい活動により、地区防災計画に着手。

- ①共同住宅周辺地域における避難ルール
(高台避難・共同住宅避難)
- ②共同住宅避難の場合の助け合いルール
- ③ルールに基づく定期的な訓練計画
- ④平時の利活用・助け合いの関係性構築 等
について検討。

要支援者を含め小さな単位での行動計画が具体的になるようにする。



ご本人、家族、近所、組織（会社・施設・ケアマネ等）でタイムラインを共有。



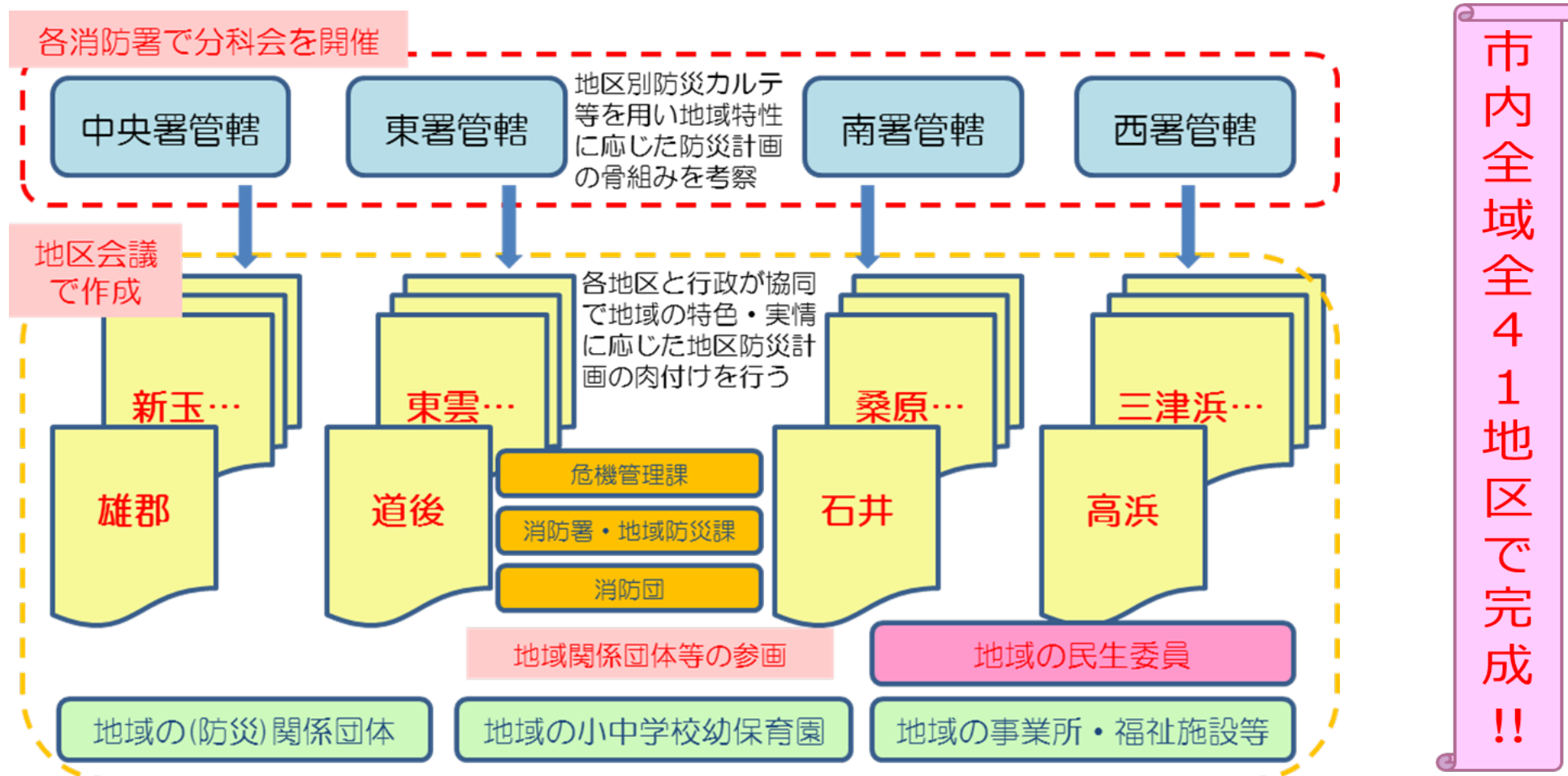
コミュニティルームを活用した勉強会
7月14日の大雨時（土砂災害警戒）には、居住者5名、近隣住民2名が避難



有償ボランティアの会
「助け隊ありが隊」

【事例】自主防災組織を中心とした地区防災計画の作成（愛媛県松山市）

- 松山市では、地区防災計画作成の中で、地域の自主防災組織、消防団、女性防火クラブや小中学校、幼稚園、民間企業等が地域ぐるみで一緒に協力して、避難計画、行動計画、避難行動要支援者対策などを考え、地域のみんなの命をみんなで守る取組を進めている。



注：令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ（第3回）における香川大学地域強靱化研究センター磯打千雅子特命准教授発表資料をもとに内閣府において作成

支援人材の育成の具体的な方策

地域での防災関係の有識者、市区町村職員、高齢者・障害のある人等の当事者、高齢者・障害のある人等の支援に知見のある者等が、住民等による地区防災計画の計画素案作成や素案作成を通じた地域防災の担い手づくりを支援する仕組み、及びこうした支援人材を育成する仕組みを考えること。また、地区防災計画への取組状況に見られる地域の温度差を埋めるための仕組みづくりも併せて考えることが必要である。なお、具体的な支援人材の育成の在り方等については、今後、様々な分野での人材育成制度を俯瞰し、必要な調整をしながら検討していく必要がある。

地域防災の担い手づくりや支援人材の育成に向けて

- 令和2年度より、作成主体・作成支援者への研修を実施中
今後、作成主体・作成支援者それぞれへの研修の対象・内容・方法を改善

<地域防災の担い手づくり>

作成主体研修	
内容	・計画の概要
	・内容及びプロセス
	・作成メリット 等
対象	・地域防災の担い手

<地域の計画作成支援人材の育成>

作成支援者研修	
内容	・計画作成の好事例
	・関係者の巻き込み方
	・必要な手続き 等
対象	・地方公共団体職員、消防団、民生委員 ・地元の大学職員等の防災関係の有識者 ・福祉事業者、ケアマネ、専門相談員 等

計画作成支援者

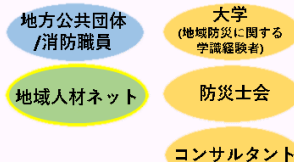
- 今後、計画作成支援者のリスト化・組織化を検討
- ・計画作成を経験した住民の代表等
 - ・作成支援者研修を終了した支援人材

地域からの計画作成支援の依頼に応ずる支援者バンクの構築（案）

計画作成主体の代表 （作成の経験を伝える）



計画作成支援者



地域の温度差を埋める仕組み

周知する者は地域の計画作成支援者

- ・地方公共団体職員、消防団員、民生委員 等

身近な周知の場

- ・地域の避難訓練時、自治会の会合、地域のイベント 等



地区防災計画の作成を通じて、地域の高齢者等の避難に成功した例などを周知

○三善地区（愛媛県大洲市）

- ・多重的に避難場所を決め、その事を記した地区ごとの災害避難カードを作成。
- ・計画素案の作成等に参加しなかった住民に対しても、各区で全戸参加の説明会を3カ月かけて行った。
- ・上記のような取組が功を奏し、平成30年7月豪雨時には、一次避難場所に避難した後、上流のダムの上流放流や他の河川増水の状況等の情報を行政から得て、一次的な緊急避難場所が浸水しそうな時間帯を判断し、二次的な避難場所に早めに移動、地区の住民全員が無事に避難できた。

○長沼地区（長野県長野市）

- ・住民が主体となって防災訓練や防災マップ作り、避難のタイミングや伝達について取り決めた地区防災計画を作成していた。
- ・令和元年東日本台風の際は、地区内の各区長が集まり高齢者等の早期避難の誘導を決定し、地域ごとの名簿をもとに電話と訪問により避難の呼びかけを行った。
- ・避難行動要支援者ごとに支援者を決めて個別に避難を誘導した事例もあった。

地域の計画作成支援者が地区防災計画の重要性・必要性を身近なところで周知する仕組み

地域住民等



マッチング

地区防災計画と個別計画の整合性を図る具体的な方策

地域内に個別計画が策定されており、地域住民等が地区防災計画の素案を作成する場合は、個別計画で定められた避難支援を含め、地域全体での避難が円滑に行われるよう、避難支援の役割分担や支援内容が整理され、両計画の整合性が図られるとともに、訓練等で両計画の連動について実効性を確認することが重要である。こうしたことについて、地区防災計画の研修や指針等を活用し周知・促進していく必要がある。

地区防災計画と個別計画の整合性を図ることで、より実効性のある避難行動につながる

○地域住民による助け合いの避難の例

- ・避難の声掛け、避難誘導、安否確認
- ・個別計画に定められている避難支援（付き添い避難、車両による避難など）

→ 地域住民の一部は、他の地域住民の避難を促す避難支援を行う

地域住民の一部は、個別計画による避難支援を担う

このため、

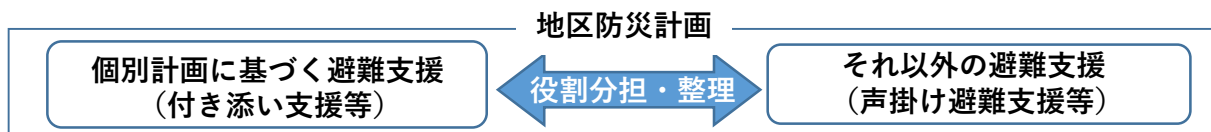
- ▶ 地区防災計画による共助の仕組みと個別計画を整合性を持ったものとし、それを踏まえた避難支援の役割分担や支援内容等の整理を行うことが必要

例）・ Aさんは、〇〇丁目での避難の声掛け、避難誘導などの支援を担当
・ Bさんは、甲さんの個別計画に基づき甲さんに付き添って支援
・ Cさんは、個別計画に避難支援が定められた甲さん、乙さん、丙さんがちゃんと避難支援を受けられているかを確認

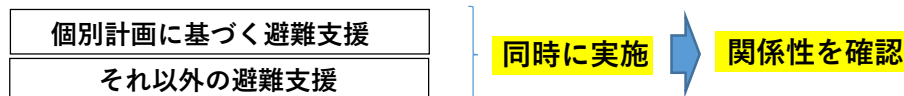
- ▶ 地域住民は、個別計画で定められた避難支援に係る部分を知っておく必要

整合性を図る方策

- ▶ 計画に基づく避難支援体制を構築する中で、個別計画がある場合には、それに基づく避難支援も位置づけ、避難支援の役割分担、支援内容等を整理する



- ▶ 日頃からの地域での避難訓練等において、地域住民による、個別計画に基づく避難支援とそれ以外の避難支援の関係性を確認し、有事に円滑に避難できるよう連動させる



要支援者への避難支援に関する地区防災計画の現状

- ・地区防災計画では、地区住民による避難支援の定め方は任意
- ・避難行動要支援者への避難支援を定めているものはある（個別計画に基づく避難支援との関係について定めているものは見当たらない）
- ・地区防災計画には、地域住民による具体的な支援方法や支援者・受援者までは定めず、これらを地区防災計画を基に、計画外（災害避難カードなど）で決めていることが多い

地区防災計画の記載事例

○三善地区（愛媛県大洲市）

『災害が起きた場合に避難する際の支援者等を予め依頼するなどの対策を講じる。』



計画を踏まえた「災害避難カード」を作成

各住民が、地区ごとの避難場所・避難ルート、避難のタイミングや、個人の住所・氏名・連絡先、避難支援者の情報をカードに整理し、携帯



個別計画に基づく避難支援も含め、地区防災計画に避難支援を位置づけることを、研修、地区防災計画作成の指針等を活用して周知・促進

「地区防災計画フォーラム」の開催 (平成26年度～)

<目的>

- ・地区防災計画の事例や経験を共有することにより、地区防災計画の策定を促進することを目的に、内閣府が開催するフォーラム

【地区防災計画フォーラム2021】

テーマ：「防災からはじまるコミュニティづくり」

開催日時(開催形式)：令和3年2月14日(オンライン)

参加者数：641名(最高同時視聴者数)

プログラム(登壇者)

- ・開会挨拶(内閣府防災担当大臣、熊本県、熊本市)
- ・内閣府講演「防災からはじまるコミュニティづくりに向けた地区防災計画の活用」(内閣府)
- ・事例紹介「災害経験地からの地域防災の取組」
(熊本県荒尾市／熊本市秋津校区防災連絡会／熊本大学)

→ 平成28年の熊本地震を踏まえた地区防災計画の作成や令和2年7月豪雨の被災地における地区防災計画の取組について発表

・パネルディスカッション

「災害を経験した地区における地区防災の主体の取組、その支援者の役割」

(コーディネーター：加藤 東京大学教授)

コメンテーター：鍵屋 跡見学園女子大学教授

パネリスト：愛媛県松山市高浜地区自主防災連合／岡山県／福岡県朝倉市／熊本大学／防災科学技術研究所)

→ 近年、災害を経験した地域の有識者に集ってもらい、「行政からの支援の在り方」「第三者的な支援の在り方」「要支援者対策における地区防災計画の可能性」について議論



地区防災計画フォーラム2021のパネルディスカッション

地区防災計画を推進する自治体ネットワーク「地区防'z」 (平成31年3月～)

<目的・活動>

- ・地区防災計画の作成支援に取り組む自治体職員が、より日常的に計画作成時の課題等についての情報交換や経験の共有を行うためのプラットフォームとして設置し、適宜勉強会を実施している
- ・<登録者数(令和3年3月末 現在)>
316人・団体(38都道府県、201市区町村)

【地区防'z オンラインミーティング2021】

目的：地域で防災活動を促進し、地区防災計画の作成を推進するために、どのような取組がなされているのか。現場の悩みの共有とともに、役所全体での関わり方を議論し、今後の防災活動や地区支援のきっかけとするために開催。

開催日時(開催形式)：令和3年3月19日(オンライン)

プログラム

- ・基調講演
「行政職員が地域の防災活動を盛り上げる事例」
(鍵屋 跡見学園女子大学教授)
- ・事例発表
地域運営組織による防災の取組(札幌市)
地区防災スタッフによる地域防災活動の促進と課題(箕面市)
防災担当と福祉担当が連携する講習会の実施(岡山県)
- ・ブレイクアウトセッション
課題1：講演と事例を踏まえて次年度
やってみたいこと
課題2：異動した場合に、地域防災に
関わっていくために
- ・全体討議



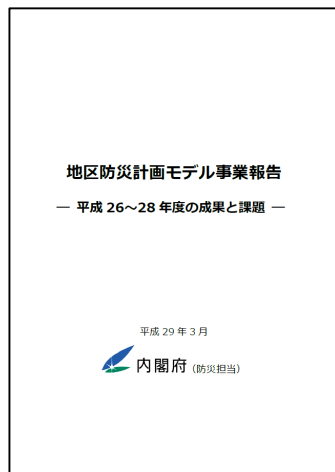
地区防'z オンラインミーティング
2021

地区防災計画に関する内閣府の支援②



地区防災計画ガイドラインなどの作成 (平成26年3月～)

- ✓ これから地区防災計画の作成を検討している地区居住者等に対して、地区防災計画を作成するための手順や方法、計画提案の手續等について説明する「地区防災計画ガイドライン」を平成26年3月に策定
- ✓ 地区防災計画制度を普及するため、平成26～28年度に地区防災計画の策定に取り組む「地区」をモデル地区として計44ヶ所選定し、専門家をアドバイザーとして派遣する等様々な支援を実施した。これらの多様な事例から得られた教訓・ノウハウ等をまとめた「地区防災計画モデル事業報告」を平成29年3月に作成
- ✓ 自治体職員が地区防災計画をより理解し、地域住民・事業者等による地区防災計画の素案作成の取組を支援できるように、自治体職員の支援を進める上での悩みに対し、事例等を基に対応方策を示す「地区防災計画の素案作成支援ガイド」を令和2年3月に作成



地区防災計画ガイドライン：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/pdf/guidline.pdf>
地区防災計画モデル事業報告書：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/houkokusho.pdf>
地区防災計画の素案作成支援ガイド：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/pdf/sienguide.pdf>

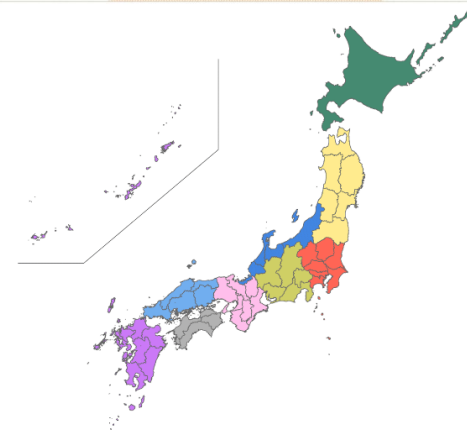
「地区防災計画ライブラリ」の構築 (平成31年4月～)

- ✓ 地区防災計画の策定に向けた活動を促進するため、地域防災計画に反映された地区防災計画のうち181事例の計画内容(対象とした課題、対策、取組主体)別に分類し、内閣府HPで一覧できるライブラリ



災害は忘れた頃に起こるともいわれています。

地区防災計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。



都道府県別	9エリアから検索できます。	テーマ別	テーマ別に検索できます。
北海道 東北 関東 中部 北陸 近畿 中国 四国 九州・沖縄		課題 対策 主体	
		ストーリー別	ストーリー別に検索できます。
		ストーリー	

<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/chikubo/chikubo/index.html>

地区防災計画の支援事例（内閣府モデル事業）



平26年度:15地区

平27年度:22地区

平28年度:7地区

平30年度:8地区

令元年度:18地区

令2年度:8地区

令3年度:4地区

- 潮曲利連合自治会
- 中之町下町町内会
- 養田南町内会
- つく米地区
- 城西地区
- 東栗坂地区
- 川辺地区
- 二番丁地区
コミュニティ協議会 ★
- 大塚製菓工場と
周辺自主防災会
- 宇品西地区
- 中島地区
- 金栄校区
- 五明地区
- 高浜地区
- 向山校区
- 秋津校区
- 上大河平地区
- 長江地区
- 福瀬地区
- 謝苅地区
- 美浜地区

- 芳野町地区と
大阪府立吹田支援学校
- 戒西地区
- 中山五月台中学校区
- 真陽小学校区
- 近江台区
- 宮の森区
- 俵山地区

- 東区元町まちづくり連合会
- 笈ヶ島地区
- 東神田3丁目地区
- 長沼地区
- 下諏訪町第1区 ★
- 下諏訪町第2区 ★
- 小坂町落合地区
- 三木地区自主防災会 ★
- 吉崎地区
- 中原地区

- 小熊町新生町14自治会
- なでしこ地区
- 千種区大和学区
連絡協議会
- 布土区 ★
- 南区星崎学区 ★
- 神山連区 ★
- 香良洲町地区 ★
- 美杉町丹生俣地区 ★

- 厚真町
- 岩井第二地区
- 城島地区
- 大手町・丸の内・有
楽町地区

- ウト口地区
- 新浜地区
- 安渡地区 ★
- 上釜地区
- 片平地区
- 桑折町半田地区
- 六美地区 ★
- 中駒地区
- 筑波山麓地区
- トピア管理組合
- 高木町自治会 ★
- 本多連合町会 ★
- SYM三町会災害連合会
- 米本団地
- 川崎区水江町
- 川崎区扇町
- よこすか海辺ニュータウン
防災センター自主防災会 ★
- 岩原及び沼田地区
- 戸田地区
- 富士駅南地区 ★
- 修善寺ニュータウン
- 土肥地区
- 葵区上足洗三丁目
- 藤川西部地区
- 矢作北学区 ★

富美山地区

- 下知地区
- 文里地区
- 四村地区
- 平城第2団地
- 伊良部南地区
- 池間地区

